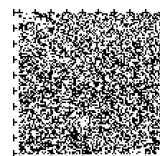


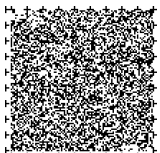
逗子市障がい者福祉計画

安心して自分らしく暮らし続けられるまち



- ※ 本計画には、各ページの角に音声コード（SPコード）が印刷されています。
- 音声コードを専用装置にかざすと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。（字数が多いページや図表は読み取れないため、適宜要約しています。）
- ※ 本誌とは別に、誰にでもわかりやすく作られたわかりやすい版も作成しています。





目次

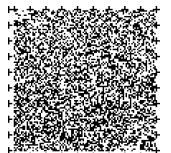
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 計画の推進	8
1 計画の推進体制.....	8
2 進行管理と評価.....	8
3 総合計画との相互連携.....	9
第3章 障がいのある人を取り巻く現状	11
1 障がいのある人の現状.....	11
2 障がい児支援の状況.....	18
3 今後の課題.....	19
第4章 計画の基本的な考え方	20
1 計画の基本理念.....	20
2 計画の基本方針.....	20
3 計画の施策体系.....	21

※1 「障害」・「障がい」の表記について

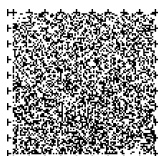
逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています（例：「障がいのある人」など）。ただし、国の法令に基づく制度などは、従来そのままとします（例：「身体障害者手帳」など）。

※2 「*」の表記について

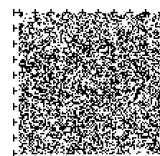
初出の箇所では文字の右上に「*」の付いた単語については、本計画の巻末に用語解説があります。

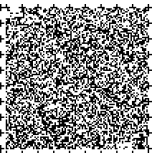


第5章 施策の展開	22
1 相談支援体制の充実.....	22
(1) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化.....	23
(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実.....	27
2 共生社会の基盤づくり.....	29
(1) 居住の場の確保.....	31
(2) アクセシビリティの向上.....	33
(3) こころのバリアフリーの促進.....	36
(4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護の推進.....	37
(5) 暮らしの安全と安心.....	39
3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第2期障がい児福祉計画】.....	41
(1) こども発達支援センターを中心とする療育等の充実.....	42
(2) 多様なサービスが利用できる基盤の整備.....	45
4 社会参加の促進.....	46
(1) 雇用・就労の促進.....	47
(2) 経済的支援の充実.....	51
(3) 地域活動、文化・スポーツ活動等への参加.....	53
5 障害福祉サービス等の充実.....	55
【令和5年度における数値目標】	56
(1) 障害福祉サービスの充実【第6期障がい福祉計画】.....	61
(2) 障害児通所支援の充実【第2期障がい児福祉計画】.....	66
(3) 地域生活支援事業等の充実【第6期障がい福祉計画】.....	68
(4) 障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応.....	73
(5) 事業者・人材の育成.....	74



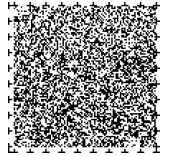
資料編	76
1 用語解説.....	76
2 法令等改正の動き.....	85
3 逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果（抜粋）	93
4 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱.....	110
5 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会メンバー名簿.....	112
6 イラストの協力者名簿.....	113







計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

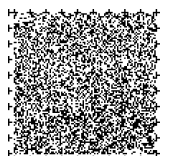
●障害者権利条約の締結

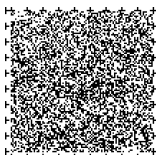
平成18年、国連は「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」を採択しました。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しており、障がい者に関する初めての国際条約です。その内容は前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取り組みを締結国に求めています。

我が国は、その翌年の9月に署名しましたが、条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの当事者等の意見も踏まえ、集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。これにより、平成23年の「障害者基本法*」改正、平成24年の「障害者総合支援法*」成立、平成25年の「障害者差別解消法*」成立及び「障害者雇用促進法*」の改正などを経て、平成26年1月にこの条約を批准し、国連事務局に承認されました。国は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、合理的配慮*の提供をはじめ、障害者差別解消法で求められる取り組みやその考え方が、幅広く社会に浸透することが重要」としています。

●障がいのある人を取り巻く環境の変化等

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉に関するニーズ*はますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのあるすべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。





●近年の国の動向

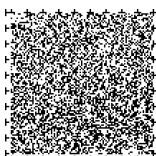
国は、平成25年4月に障害者自立支援法*を改正し、障がいのある人の定義に難病*等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ってきました。

また、平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

こうした中、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がいのある人の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

●本市の取り組み

本市においても、平成27年3月に「第3期逗子市障がい者福祉計画」を、平成30年3月に「第5期逗子市障がい福祉計画・第1期逗子市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。これらの計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに『第4期逗子市障がい者福祉計画・第6期逗子市障がい福祉計画・第2期逗子市障がい児福祉計画』を一体的に策定します。

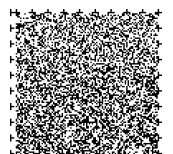
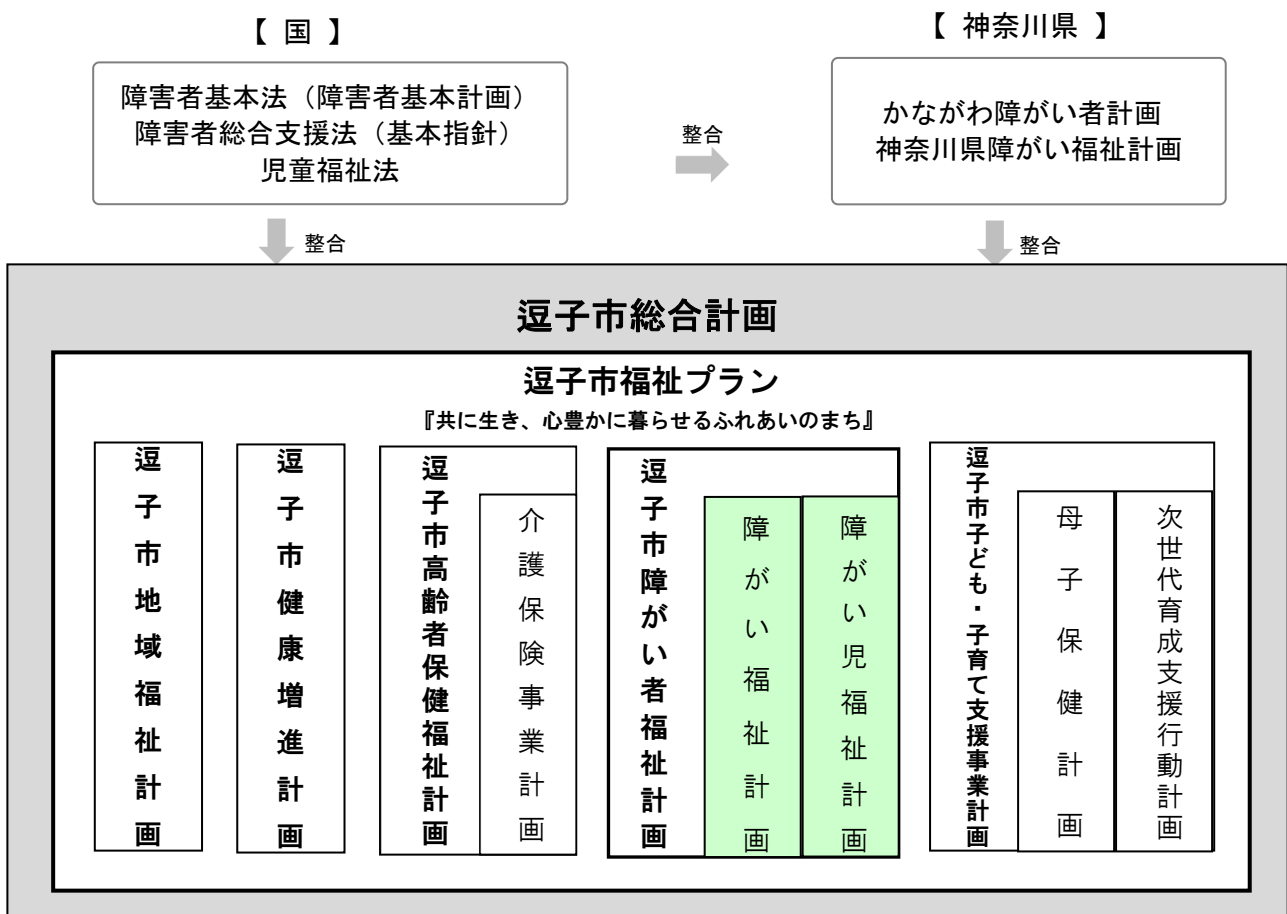


2 計画の位置づけ

逗子市障がい者福祉計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者及び市が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

逗子市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

この計画は、「逗子市総合計画」の個別計画として策定しており、総合計画との整合性を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。



3 計画の対象

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*のある人及び障がいのある子どもと難病の人を対象とします。

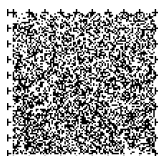
また、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」幅広い人を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

4 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、また令和3年度から令和5年度までの3か年を計画の期間とする「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を含んでいます。

なお、この2つの計画は、今後の社会情勢の変化や国・県の新たな施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
逗子市総合計画 前期実施計画 (平成27～令和4年度)		逗子市総合計画 中期実施計画 (令和5～令和12年度)			
逗子市福祉プラン (平成27～令和4年度)		逗子市福祉プラン (令和5～令和12年度)			
第4期逗子市障がい者福祉計画					
第6期逗子市障がい福祉計画 第2期逗子市障がい児福祉計画			第7期逗子市障がい福祉計画 第3期逗子市障がい児福祉計画		



5 計画の策定体制

障がい者団体関係者をはじめ、公募市民・福祉・保健・教育等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「逗子市障がい者福祉計画策定等検討会」を設置し、新たな計画内容に関し、専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。

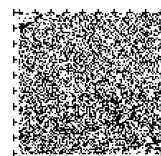
策定にあたっては、令和元年度に実施した逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査や障がい者団体ヒアリングの結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。

また、広く市民から計画素案に関する意見募集を行う（パブリックコメント）など、計画内容の見直しへの反映に努めました。

(1) アンケート調査の実施概要

本計画の策定に先立ち、障がいのある人などの生活や意識などを把握するとともに、障がいのない人の障がい福祉に関する意識なども把握し、策定の基礎資料とする目的で令和元年11月から12月にアンケート調査を実施しました。

	配付数	有効回答数	有効回答率
障がいのある人	2,510通	1,314通	52.4%
無作為抽出した 15歳以上の市民	579通	219通	37.8%

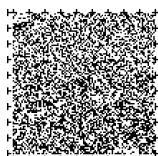


(2) ヒアリング調査の実施概要

ヒアリングは、アンケート調査を補完・代替し、よりきめ細かく障がいのある人などの生活の現状や動向、支援ニーズ等を把握するため、当事者及びその家族の方々から直接話を伺いました。

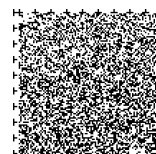
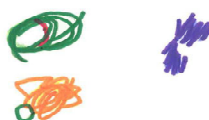
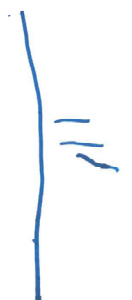
特に、難病については、県関係機関の協力により、アンケートを代替する調査として、ヒアリング調査を実施しました。

分野	協力者（当日の人数）		実施日・場所
身体障がい	逗子市身体障害者福祉協会（役員1名）		令和2年2月14日（金） 逗子市役所 13時～14時
	逗葉ろうあ協会（メンバー2名）		令和2年2月10日（月） 逗子市役所 9時～10時
難病	鎌倉保健福祉事務所難病登録者（1名）		令和2年2月21日（金） 協力者宅 10時～11時
知的障がい	逗子市手をつなぐ育成会	手帳所持者が未成年の方の家族（7名）	令和2年1月27日（月） 逗子市役所 10時～11時
		手帳所持者が40歳以上の方の家族（8名）	令和2年1月21日（火） 逗子市役所 10時～正午
	地域活動支援センター* ワークショップリプル（スタッフ1名）		令和2年2月14日（金） 逗子市役所 14時～15時
精神障がい	相談事業所カモミール（メンバー・スタッフ20名）		令和2年2月14日（金） カモミール 15時半～16時半
療育*	こども発達支援センター利用者（保護者3名）		令和2年2月6日（木） 10時～11時 令和2年2月7日（金） 10時～11時 療育教育総合センター



(3) パブリックコメントの実施概要

実施方法	<ul style="list-style-type: none">・市内障がい福祉関係団体・機関へ配付（19 団体・機関）・市ホームページ掲載・障がい福祉課、情報政策課情報公開係、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、子育て支援センター、湘南保育園、小坪保育園、療育教育総合センター、体験学習施設、図書館、小坪小学校区コミュニティセンター、沼間小学校区コミュニティセンター
意見募集期間	令和2年12月3日（木）～令和3年1月12日（火）
提出者数	2人（意見総数8件）





第 2 章

計画の推進

1 計画の推進体制

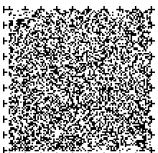
障がいのある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、庁内・庁外関係各部門との連携を図りながら計画を推進することが必要になります。

また、本計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成にむけて連携するとともに、進捗状況を確認しながら工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

計画の実施にあたっては、逗子市自立支援会議（以下自立支援会議*）、逗子市基幹相談支援センター（以下基幹相談支援センター*）、当事者、障がい者団体、サービス事業所、逗子市社会福祉協議会等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町や横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。また、施策分野については、就労をはじめとして国や県の制度に関わるものも多いことから、国、県の関係各機関との連携も図っていきます。

2 進行管理と評価

本計画の進行管理にあたっては、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会において当事者や事業者の視点からの意見聴取を行い、それを踏まえて計画の進捗や効果を定期的に点検、評価していきます。また、計画内容は、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。計画期間中は各年度において、令和5年度における数値目標の達成状況のほか、施策の実施状況、サービス見込量などについて聴取した意見を基に点検、評価したうえで、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて検討し、施策の充実に努めていきます。



3 総合計画との相互連携

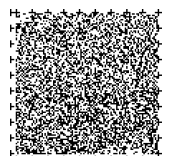
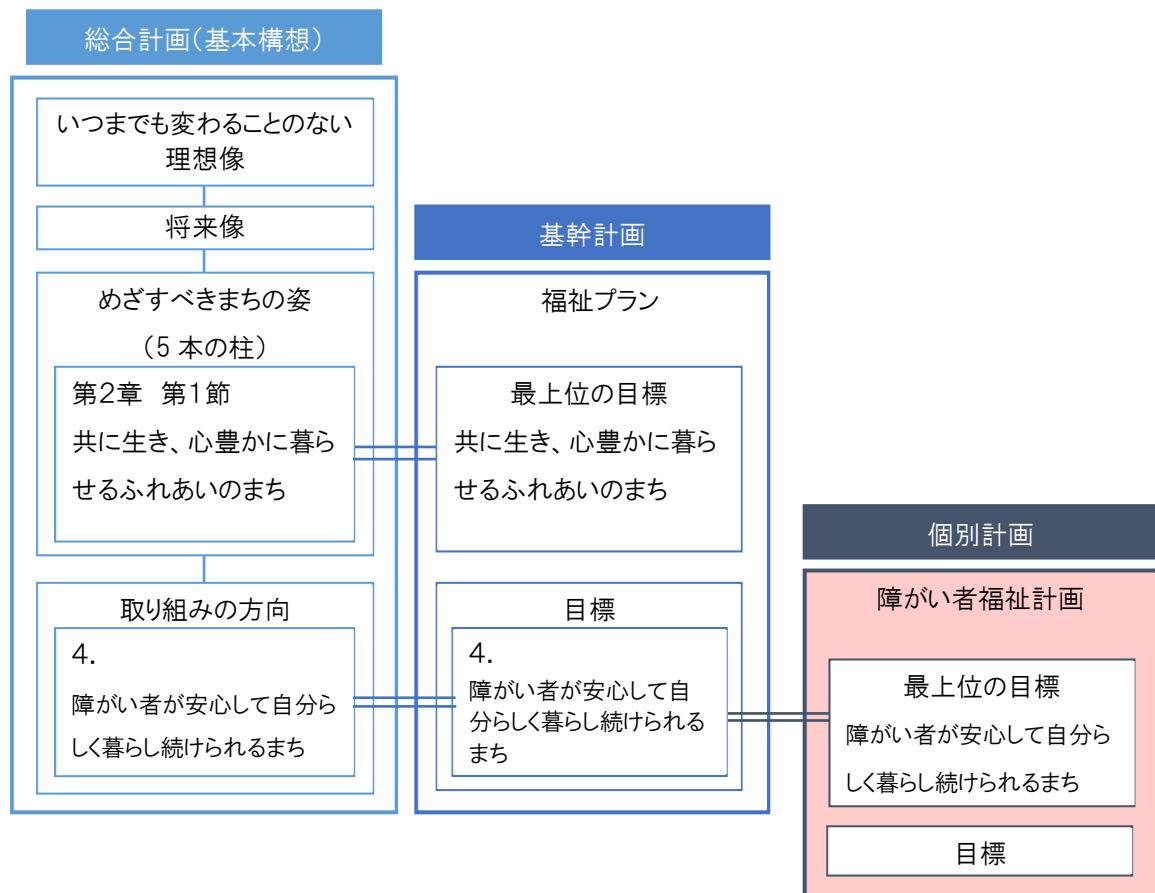
市の計画体系は、総合計画を最上位に、政策分野を定める基幹計画である福祉プラン、個別の施策分野を定める個別計画である本計画の三層となっています。

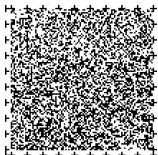
そして、この三層は、総合計画の基本構想における「めざすべきまちの姿」(5本の柱)と福祉プランの最上位の目標等とが整合し、福祉プランの下位の目標等と本計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定しています。

また、総合計画前期実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業をリーディング事業と定めていますが、これは基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業(取り組み)の中でも特に重要な事業(取り組み)と共通な事業となります。

このように、すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層(総合計画・福祉プラン・障がい者福祉計画)を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

本計画では、療育推進事業「療育教育総合センターの運営」と民間障がい者福祉施設整備等促進事業「グループホーム*の整備促進」がリーディング事業に該当し、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会・逗子市福祉プラン懇話会等における意見聴取を経て逗子市総合計画審議会が進行を管理します。

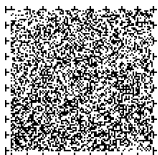




逗子市総合計画前期実施計画【平成27年度～令和4年度】の目標

No	目標	策定当初 【平成25年度末】	実績 【令和元年度末】	補足	本計画に おける 関連施策
1	★療育教育総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことがある子ども、市内の18歳までの子どもに対する割合が9.5パーセントになっている。 [療育推進事業]	4.7%（未就学児における療育利用者の割合） 【平成24年度実績】	11.7%	平成24年に文部科学省が実施した調査等において、義務教育について特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全児童生徒に対して約9.5パーセントの割合になっている。このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のすべてが、相談や障害児通所支援を利用することをめざすもの。	施策3(1)
2	★市内にあるグループホームで生活する人が35人(8棟)になっている。 [民間障がい者福祉施設整備等促進事業]	11人(4棟)	29人(7棟)	・現状において、市外のグループホーム等で生活する人が、市内で居住できることをめざし、24人分増加をめざすもの。 ・一棟あたり6人として、4棟増加を想定。	施策2(1)
3	療育教育総合センターにおいて、障がいのある子ども、発達に心配のある子ども(0～18歳)に対してライフステージ*に応じた継続的な支援が行われている。	就学前と就学後で継続した支援になっていない。	療育教育総合センターとして、継続的な支援を推進している。	平成28年度の療育教育総合センターの設置により、継続的な支援を行うもの。	施策3(1)
4	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が4人以上になっている。	0人	11人	国の指針が平成24年度実績の2倍であることから、同年度の実績(2人)の2倍を目標としたもの。	施策4(1)
5	「逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査(障がいのある人以外対象)」において、こころのバリアフリー*が推進されていると考える人の割合が80パーセント以上になっている。	60.6% 【平成25年度調査】	67.1% 【令和元年度調査】	—	施策2(3)

※目標のうちリーディング事業に係るものについては★印を付しています。





障がいのある人を取り巻く現状

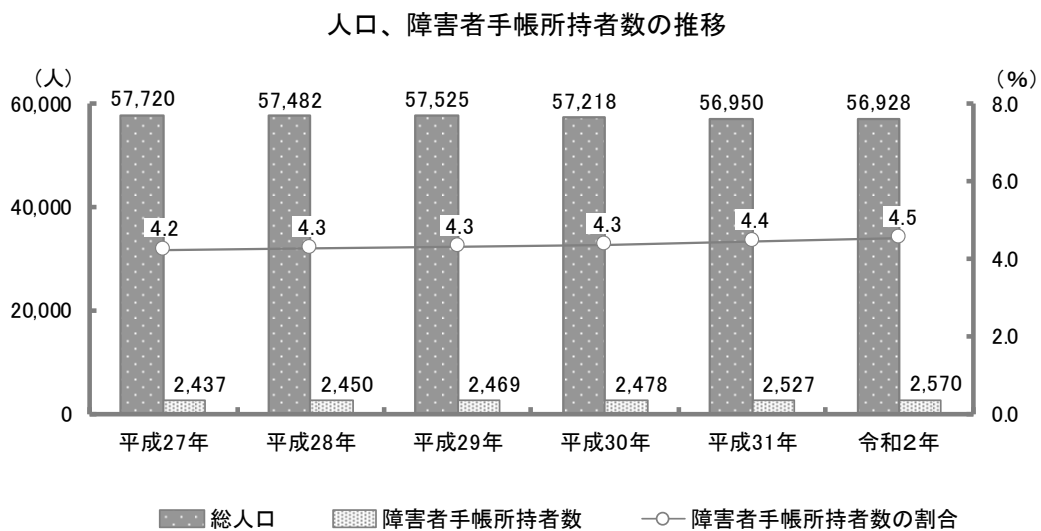
1 障がいのある人の現状

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

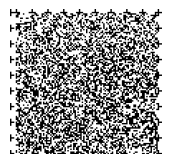
① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在56,928人で、減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在2,570人で、年々増加しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は4.5%と年々増加しています。



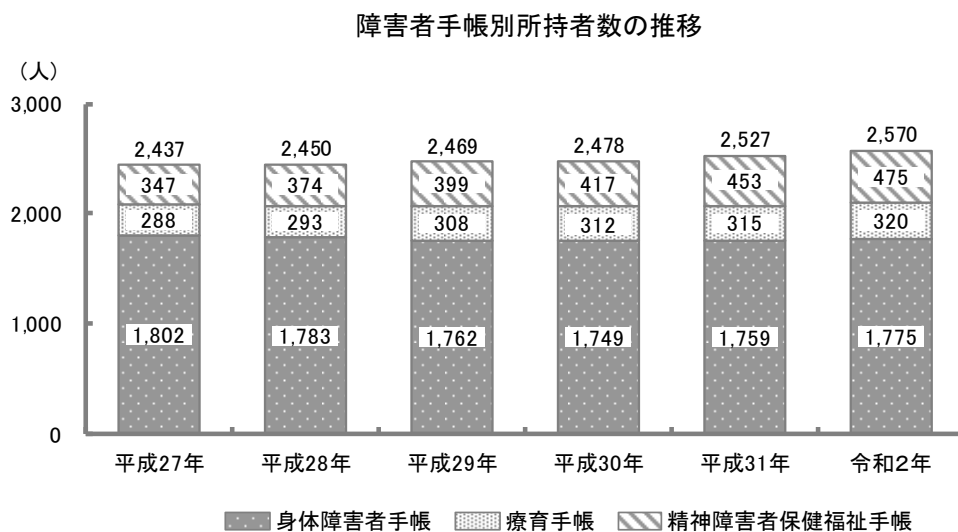
資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年3月末現在）



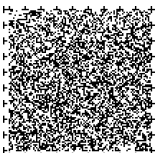
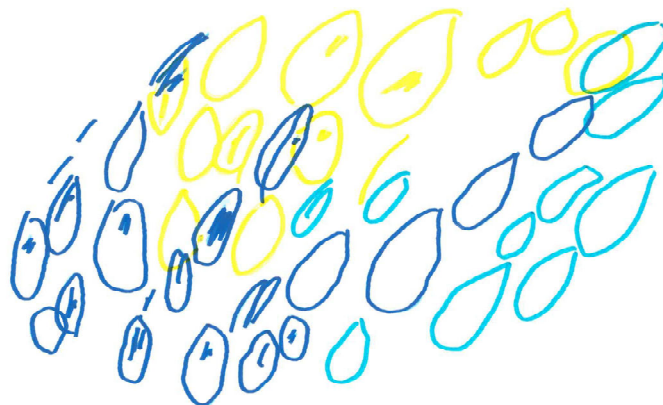
② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばい傾向にあり、令和2年3月末現在1,775人となっています。

また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに年々増加しており、令和2年3月末現在、療育手帳所持者数は320人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は475人となっています。



資料：庁内調べ（各年3月末現在）

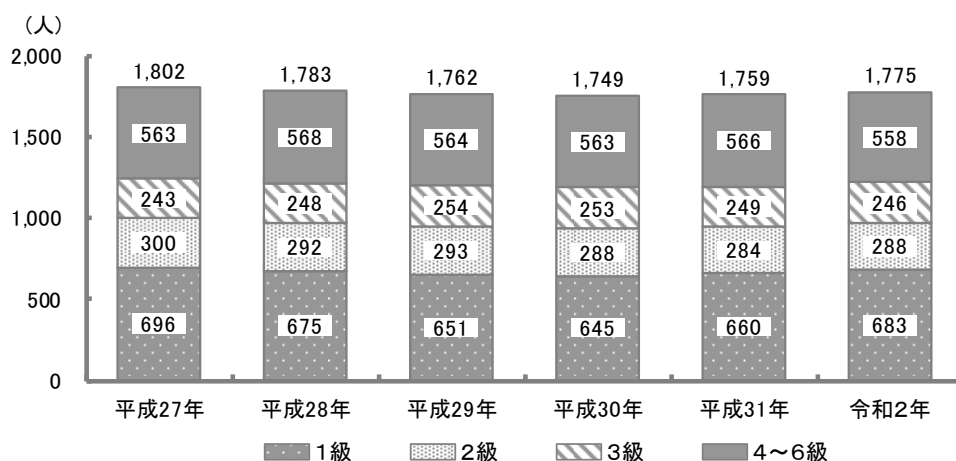


(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月末現在、1級の手帳所持者数が683人で最も多く、次いで4～6級の手帳所持者数が558人となっています。また、3級の手帳所持者数はあまり増減がなく、1級、2級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

令和2年3月末現在の内訳をみると、障がい別では、肢体不自由が814人と半数近くを占め、次いで内部障がい*が668人で多くなっています。等級別では、1級が683人、2級が288人で、重度の人が半数以上に上っています。年齢別では、65歳以上が1,352人と7割以上を高齢者が占めています。

身体障害者手帳所持者数の等級別推移



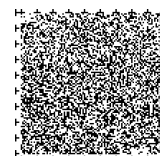
資料：庁内調べ（各年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数（手帳等級・障がい別）

単位：人

項目	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	36	4	0	164	479	683
2級	46	43	1	194	4	288
3級	2	12	11	167	54	246
4～6級	29	104	5	289	131	558
合計	113	163	17	814	668	1,775

資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

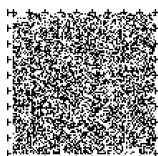


身体障害者手帳所持者数（年齢階層及び障がい別）

単位：人

項目	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
0～19歳	0	11	0	13	4	28
20～64歳	26	33	4	211	121	395
65歳以上	87	119	13	590	543	1,352
合計	113	163	17	814	668	1,775

資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

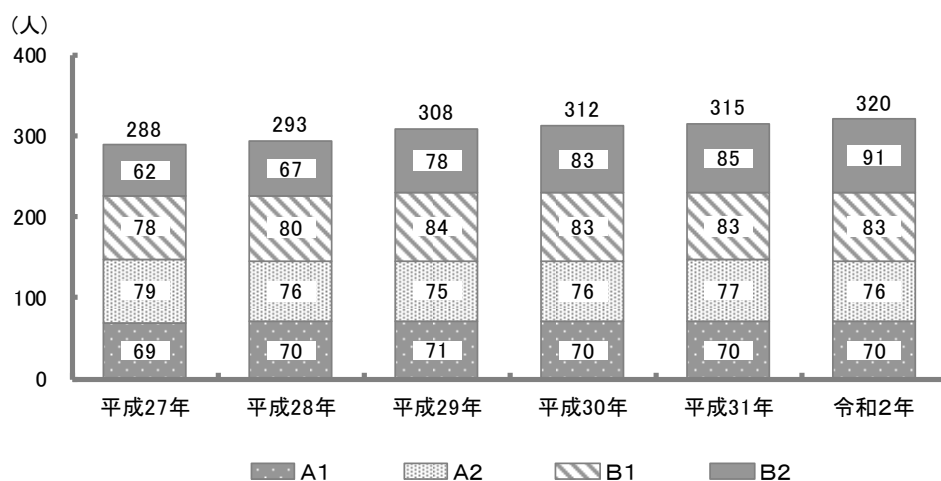


(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、前計画策定時（平成27年3月末）では288人でしたが、令和2年3月末現在は320人と増えています。

令和2年3月末現在の内訳をみると、年齢別では、20～64歳が210人、0～19歳が94人と多くなっています。手帳判定別では、軽度91人、中度83人、重度76人、最重度70人の順となっています。平成27年と比べると、中・軽度の人比率が高くなっています。

療育手帳所持者数の程度別推移



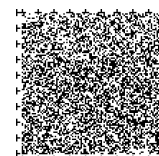
資料：庁内調べ（各年3月末現在）

療育手帳所持者数（年齢階層・手帳判定別）

単位：人

項目	最重度	重度	中度	軽度	合計
0～19歳	19	16	17	42	94
20～64歳	49	53	60	48	210
65歳以上	2	7	6	1	16
合計	70	76	83	91	320

資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）



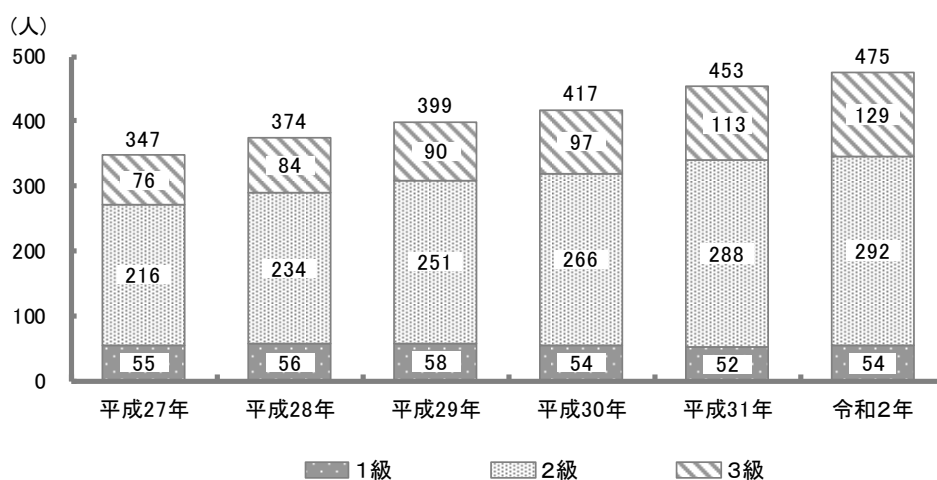
(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者手帳所持者数の推移をみると、前計画策定時（平成27年3月末）には347人でしたが、令和2年3月末現在は475人と大きく増えています。

令和2年3月末現在の内訳をみると、年齢別では20～64歳が374人と7割以上を占めて多くなっています。手帳等級別では、2級292人、3級129人、1級54人の順となっています。

また、自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年3月末現在839人で、年々増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移



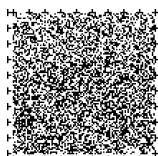
資料：庁内調べ（各年3月末現在）

精神障害者保健福祉手帳（年齢階層・手帳等級別）

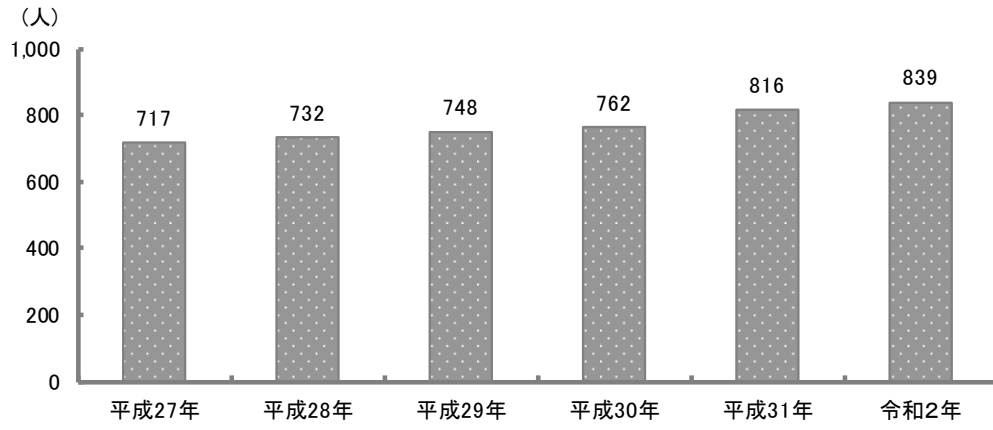
単位：人

	1級	2級	3級	合計
0～19歳	1	6	3	10
20～64歳	38	264	72	374
65歳以上	25	51	15	91
合計	64	321	90	475

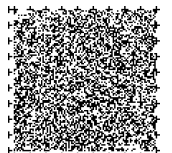
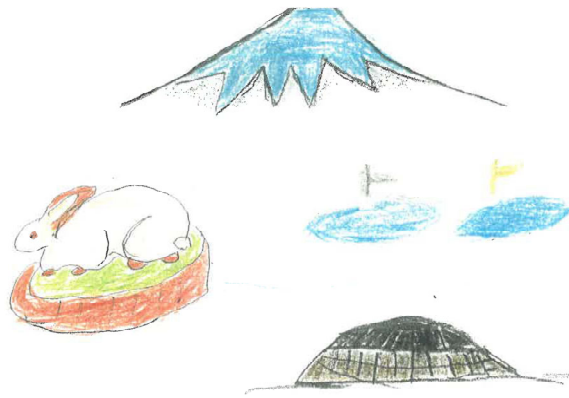
資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

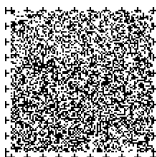


自立支援医療（精神通院）制度の利用者数の推移



資料：庁内調べ（各年3月末現在）





|| 2 障がい児支援の状況

少子高齢化や核家族化が進み、地域社会や家族の様相が変化したことに伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化をしています。こうした状況のもと、平成28年12月、逗子市では障がいのあるこどもや発達に心配のある子ども及びその家族に療育的支援を行う「こども発達支援センター」と、教育に関する調査・研究、相談、不登校状態になっている市内在住もしくは市内小中学校在籍の児童・生徒を対象に適応指導教室などを運営する「教育研究所」を一つの施設に統合した「療育教育総合センター」を開設しました。

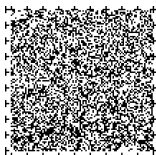
また、平成29年4月の機構改革では、「教育研究所」の名称を「教育研究相談センター」に改めるとともに、それまで福祉部門に属していた「こども発達支援センター」を教育委員会へ移管し、0歳から18歳までの療育と教育の連携を柱に、支援体制を強化しました。

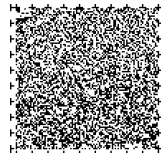
こども発達支援センターでは、これまで就学前までとしていた利用対象年齢を、18歳までに拡大し切れ目のない相談支援*体制を整え、一人ひとりの障がいの特性や個々の状況にあわせた専門性の高いプログラムを提供するとともに、支援が途切れやすい就学前後について、必要となる調整や、就学後の支援体制がよりきめ細かく整えられるよう、相談機能を軸として、家族と協働しながら小・中学校などと連携した支援を行っています。

18歳以降についても、相談支援事業所や就労などの関係機関との間で必要な情報共有を行いながら本人に適した進路選択ができ、また進路先への円滑な引継ぎができるようサポートをしています。

また、継続した支援を行うため18歳までのワンストップでの一次的な相談受付、保育所・幼稚園・学校や地域の関係機関との連携や巡回相談、継続的な支援ツール「ひなたファイル」による就学前からの記録を活用した支援教育のサポートなどを行っています。

こうした取り組みを中心として、療育と教育の切れ目のない支援に加え、子どもやその家族が地域で安心して生活できる環境を整え、一人ひとりの子どもが将来に渡って、その持てる力を十分に発揮できる地域づくりを進めています。





3 今後の課題

本市においては、これまでも障がい者福祉計画の理念及び基本方針に基づき、グループホームの整備促進に関する補助制度の整備やこども発達支援センターの開設等事業を進めるとともに、障がいのある人の就労支援の充実や、こころのバリアフリーの実現に向け障がい理解促進に関する取り組みを行ってきました。

平成30年3月に公表された国の第4次障害者基本計画においては、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」等が基本原則として掲げられ、さらに、障害者差別解消法の施行により、障がいのある人を取り巻く様々な障壁を取り除き、理解をより促進することが求められています。

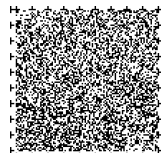
さらに、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しにおいて、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、配慮する点に「障がい福祉人材の確保」「障がいのある人の社会参加を支える取組」が加わるとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標項目に「相談支援体制の充実・強化等」「サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築」が加わるなど、より広い視点に立った社会保障の強化や多様な社会参加と多様な主体による協働の推進が求められています。

また、市民へのアンケート結果を見ると、まだ制度等について理解が進んでいない現状が見られ、引き続き障がい理解促進・普及啓発に向けた取り組みの強化や制度等につなげるサポート体制を整備していく必要があります。

当事者の高齢化、重度化、家族の高齢化が進んでいる中、こうした本市の現状や社会情勢等を鑑み、地域共生社会の実現に向けて、相談支援体制の充実や共生社会の基盤づくり、障がいのある子どもの支援体制や障害福祉サービス等の充実など、障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

また、障がいのある人の就労支援に関しては、今後も就労支援員を中心とした地域の就労基盤の整備や定着支援の取り組みが求められます。併せて、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行を受け、障がいのある人の社会参加を一層推進していくことが求められます。

一人ひとりがその人らしい生活を実現していくことができるよう、社会参加の促進にも引き続き取り組んでいくことが必要です。





計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、前計画の基本理念であった「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、障がいのある人もない人も、共に支え合って地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざすこととします。

ノーマライゼーション…地域で自分らしく生きるために
リハビリテーション…安心して納得できる生き方を求めて

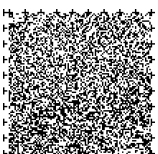
2 計画の基本方針

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障がいのある・なしで分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、逗子市総合計画基本構想では、将来に向けてめざすべきまちの姿の一つに「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を掲げ、その実現のための取り組みの方向を示すものの一つとして「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」を位置づけており、第3期逗子市障がい者福祉計画では、これを基本方針としました。

本計画においてもこの基本方針を引き継ぎ、「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」の実現を目指します。

障がい者が安心して
自分らしく暮らし続けられるまち



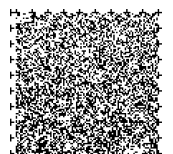
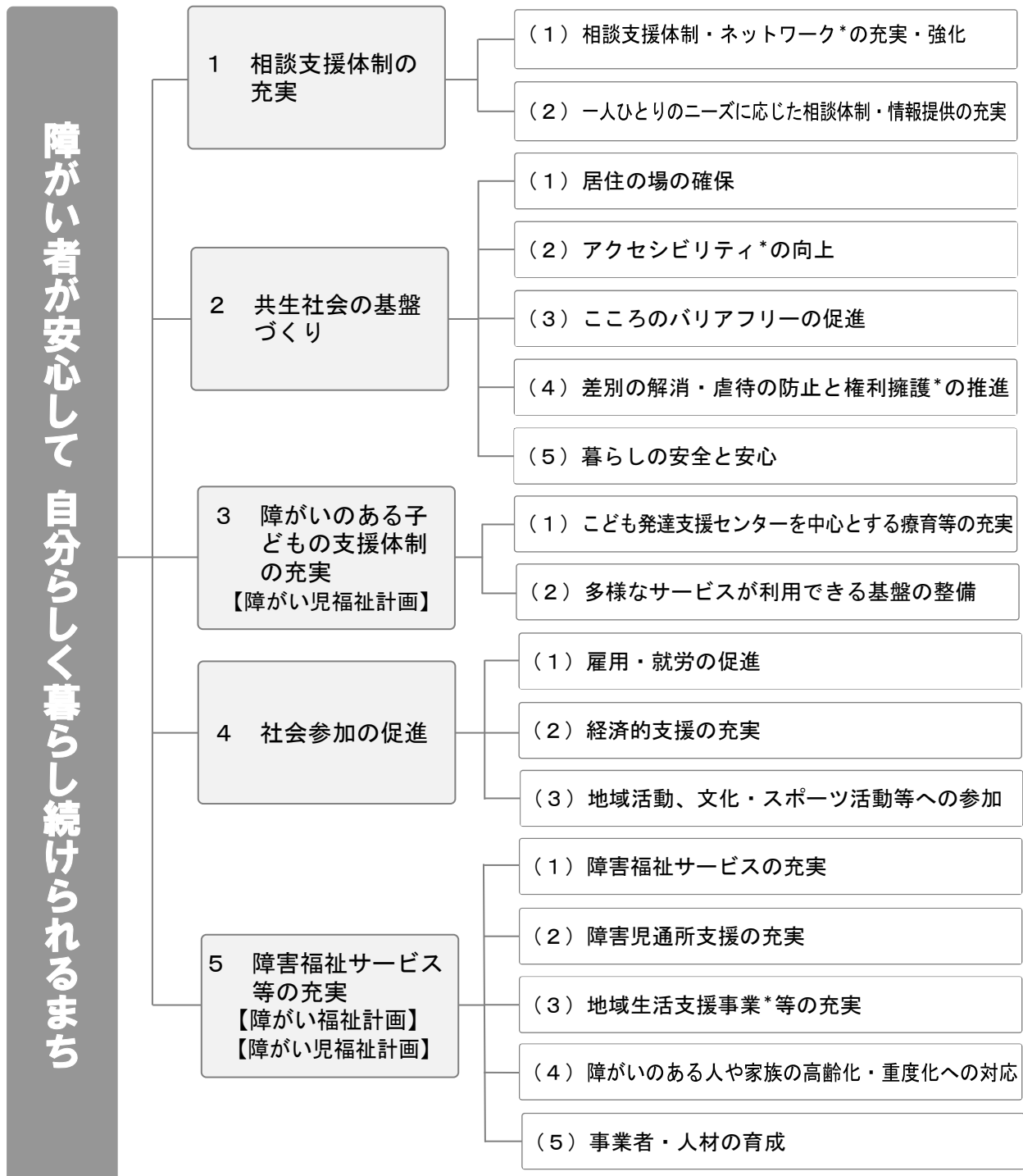
3 計画の施策体系

本計画では、基本指針を踏まえ、国の障害者基本計画や県のかながわ障がい者計画等との整合性を図りながら、第5章で以下の5つの施策分野ごとに基本的方向性と今後の取り組みを定めます。

[基本方針]

[施策分野]

[施策項目]





第5章

施策の展開

1 相談支援体制の充実

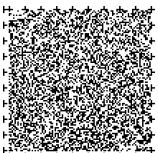
現 状 と 課 題

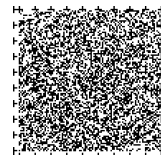
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、制度やサービスを上手に利用していくことが必要となります。そこで、障がいのある人が選択した生活の場において暮らし続けることを支援するため、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築に取り組んできました。

また、一人ひとりが自己選択・自己決定により自分らしい生活や社会参加を実現していくことができるよう、本人を中心に、その家族、市と相談支援事業所をはじめとする関係機関・団体等を一体とする支援ネットワークを構築し、福祉関連情報の充実を進めるとともに、サービス等利用計画*の作成に伴うケアマネジメント*の充実を軸に、一人ひとりの特性や希望を大切にした支援を推進してきました。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人では、福祉に関する情報の取得先は、「県や市の広報・ガイドブック」「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」が上位にあがっています。福祉に関する情報の入手について困っていることとしては「どこに情報があるかわからない」「情報の内容がむずかしい」等の意見があり、障がいのある人への情報提供については、市ホームページや広報誌、「障がい者福祉のしおり」の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用など、多様な媒体を活用して、分かりやすい提供に努めていくことが重要です。

現在の困りごとや不安については、「健康・医療について」が4割と最も高く、次いで「経済的なことについて」「自分の将来の生活設計について」となっています。知的障がい、重複障がいでは、特に他の障がいに比べ「親亡き後について」の課題があがっています。





困りごとや心配ごとの相談先は、「家族・親族」が7割と最も高く、次いで「友人・知人」「医療機関」が2割となっており、家族や友人以外では医療関係者や福祉施設の職員など、それぞれの生活で身近な所が相談先になっていることから、今後、障がいのある人がよく利用する障害福祉サービス事業所や指定特定相談支援事業所をはじめ、身近な相談先から適切な支援につなげる体制の充実も必要です。

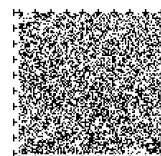
また、ヒアリング調査結果をみると、障がいのある人では、相談支援には、利用しやすく、広く相談に乗ってもらえる窓口や、専門的な対応ができる窓口、ピアカウンセリング*などに対応できる環境づくりが求められています。

(1) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

①相談支援体制の充実

- 市内2か所の委託相談支援事業所では、それぞれの障がいに応じた支援を行っています。障がい重複するケースなど連絡調整が必要な場合に、自立支援会議定例会議等を利用し、より一層の連携強化を図ります。
- 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所を窓口とする、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援等の相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。
- 相談支援はサービスの調整だけでなく、障がいのある人の権利擁護の観点に立って、障がいのある人の自己選択・自己決定を支援していくという重要な役割も担っています。また、成年後見制度利用支援事業を引き続き実施するほか、日常生活自立支援事業等を活用し、自己決定の支援を行う成年後見制度*の利用を促進するための中核機関を設置し、権利擁護の推進を図ります。
- ノーマライゼーションの実現、入所施設や病院から地域生活への移行を進めるために、イベントや広報等を通じて障がいへの理解に関する地域への働きかけや啓発に努めます。



○相談窓口についての広報、情報提供を進めるとともに、ICT（情報通信技術）を活用して相談しやすい窓口の拡充を図っていきます。

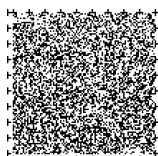
相談支援事業

年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
相談支援事業委託数（か所）	3	3	3	2	2
指定・特定・一般相談支援事業者数（か所）	5	5	5	7	8
指定障害児相談支援事業者数（か所）	3	3	3	5	6

②基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の強化

○基幹相談支援センターにおいて、全障がいに係る相談支援従事者の人材育成の支援を中心に、支援困難事例に関する検討や対応、障がい者の権利擁護や虐待防止に関する啓発等、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

○基幹相談支援センターは、基幹相談支援センター事業連絡会を開催し、障がい福祉サービス提供事業所、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関との連携に努め、相談支援のネットワーク化を図ります。

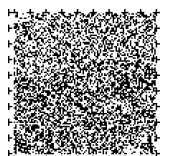


③自立支援会議を中心とする支援ネットワークの充実

- 自立支援会議を中心に、福祉、保健、医療、教育、就労をはじめ様々な関係機関等の連携ネットワークを形成し、多様化する不安への対応、困難事例への対応力を強化していくとともに、入所施設等からの地域移行*・地域定着を地域全体で支えていく体制づくりや、障がいのある人をめぐる現状と課題の把握に努め、支援体制の強化を図ります。
- 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会や県との連携により、広域の相談支援体制を確保していきます。

自立支援会議

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
全体会議*の開催数（回）	2	2	2	2	2
運営会議の開催数（回）	2	2	2	2	2
定例会議*の開催数（回）	12	12	12	12	12
専門会議*の開催数（延回）	5	5	4	4	4



④きめ細かな支援ネットワークの充実

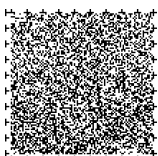
○障がい者団体等の育成支援を図り、身近な相談窓口としての機能をサポートします。また、障がいのある人やその家族が、お互いに相談や情報交換を行えるようなピアカウンセリング等の機会の充実を図ります。

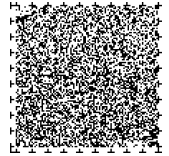
○障がいのある人に対する適切な医療と社会復帰を促進するため、医療機関との連絡調整等を行い、相談支援体制の連携強化を図ります。

⑤多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

○障がいのある人やその家族の悩みや問題に広く対応していくため、高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮等の制度を横断的に対応できる包括的支援体制を構築し、こども発達支援センター、逗子市社会福祉協議会、地域包括支援センター*、医療機関、教育機関、就労支援機関など様々な相談窓口との連携により、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の構築を推進します。

○各福祉分野の関係機関が情報共有・支援調整を行う協議体を構築し、重層的かつ包括的な支援体制の充実をめざします。





(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

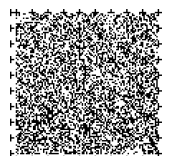
また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

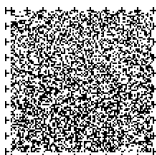
①わかりやすく選択しやすい情報提供の推進

- 障害福祉サービス等の円滑な利用に向け、相談者の年齢や障がいの種別、程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供の充実を図ります。
- 相談支援事業所や福祉施設関係者、民生委員・児童委員、各分野の相談機関等と連携し、一人ひとりの状況に応じた情報の提供を進めます。
- 福祉関連情報、特に障がい福祉に関する情報の提供と共有化を進めるため、基幹相談支援センターと連携しながら、当事者向け、支援者向け、市民向けの説明会・勉強会を開催します。
- 手話通訳や要約筆記*、読み上げや録音、ICT（情報通信技術）を活用した文字・音声情報の提供など、聴覚障がい、視覚障がいのある人に対応した情報提供体制の充実を図るとともに、知的障がいのある人に配慮した表現に努めていきます。
- 基幹相談支援センター、自立支援会議との連携を中心に、提供・共有することが必要な情報の整備・更新を行っていきます。

②サービス等利用計画の作成とそれに基づくケアマネジメントの推進

- 障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉、保健、医療、教育、就労等が一体となったチームアプローチによる生活支援が実現できるよう、相談支援体制を拡充します。
- 支給決定の基礎となるサービス等利用計画が障がいのある人のニーズに基づき適切に作成され、これに伴うケアマネジメントの推進、生活状況等の定期的な確認に基づく計画の見直しが円滑に行われるよう、基幹相談支援センター、自立支援会議と連携して、相談支援専門員の技術向上など特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所の支援に努めます。





サービス等利用計画の作成

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
サービス等利用計画作成数 (人)	16	16	19	21	23	25	27
障害児支援利用計画作成数 (人)	28	28	14	21	21	21	22

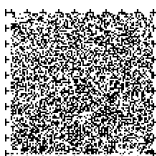
※実績及び見込みは、各年度新規作成人数です。

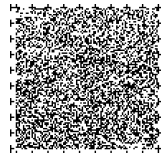
③多様な相談への対応

- サービス等利用計画に直接関わらない多様な困り事、悩みや不安などに対応する一般的な相談支援の充実を図ります。また、計画相談につなぐ基礎として、すべての相談支援業務のベースとなる基本相談支援、入院・施設入所等からの地域移行・地域定着を支える地域相談支援を推進します。
- 基幹相談支援センター、自立支援会議との連携により、多様な相談機関との相談支援ネットワークを有効に活用して、基本相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援等に円滑につないでいきます。
- 介護保険サービスを利用している人については、地域における継続的な支援の観点から、介護保険サービス利用に係るケアマネジメントと調整のうえで円滑な支援が行われるよう図ります。
- 障がいのある子どもの支援については、障害児支援利用計画と保育所が子どもの指導のために作成する「保育の計画」、幼稚園及び支援教育で作成する「個別の教育支援計画」、さらには雇用や就労支援に関わる関係機関が作成する支援計画との調整を行い、支援の充実を図ります。
- 困りごとを抱えた人たちが、その原因や相談先がわからないまま生活が立ち行かなくなることがないように、生活上の不安やつまずきに共感し、アウトリーチ機能を果たす相談窓口を設置します。
- 神奈川県発達障害支援センター（かながわ^{エス}A）による養成研修を受けた発達障害者地域支援マネージャーを配置する事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

④相談支援の質の向上

- 相談支援の質の向上を図るため、相談支援専門員等の相談支援従事者のスキルアップを基幹相談支援センター、自立支援会議と連携して行います。





2 共生社会の基盤づくり

現 状 と 課 題

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営むうえで様々な障壁を取り払う（バリアフリー）だけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザイン*の考え方のもと、まちづくりを進めてきました。

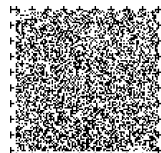
このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠であるため、障がいのある人の人権を守り、認め合い、理解し合うところのバリアフリーを進め、福祉のまちづくりが障がいのある人や高齢者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであると、市民の認識を深めていくことに努めています。

また、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要であり、ICT（情報通信技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進や意思疎通支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、防災対策では、地域全体だけでなく、避難行動要支援者の視点での対策も喫緊の課題となっており、防犯対策や消費者保護も含め、住民同士で支え合う、安全・安心な地域づくりに取り組んでいます。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人では、今後の暮らし方の希望として、「家族・親族と暮らしたい」が6割と最も高く、家族との時間を大切にしたい意向も強くなっています。一方、介助者である家族の高齢化が顕著になっており、特に知的障がいでは、親亡き後の生活に対する不安への対応が大きな課題となっています。

障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人は2割程度であり、知的障がい、精神障がい、重複障がいが多くなっています。差別を感じた場面は、「まちを歩いているとき」や「公共交通機関を利用するとき」「就職するときや職場生活において」等と様々であり、障がい等について、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ることが必要です。



「障害者差別解消法」や障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」の認知度は2割に止まっており、「社会的障壁*の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を地域社会や企業、学校などに普及することが必要です。

また、「成年後見制度」の認知度は4割、利用した割合が2.3%となっており、成年後見制度の更なる周知が求められています。

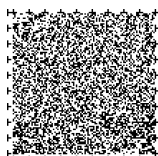
地域とのつきあいについては、「あいさつをする程度」が4割程度となっています。知的障がい、精神障がい「近所づきあいはしていない」の割合が高く、障がいのある人と地域住民が交流する機会を増やしていくことが必要です。

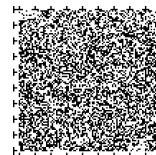
火事や地震などの災害発生時に、自力で避難できない人は4割、身体障がいの視聴覚系、運動系、知的障がい「できない」の割合が高く、支援が必要な人の安否確認を迅速に行うことや必要な支援を的確に実施するなど、避難体制の充実が求められます。

災害時の避難に求める市や地域の支援や配慮としては、「災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり」が5割と最も高く、次いで「障がい等に対応した避難場所のきめ細かな確保」「避難行動要支援者を支援できる災害ボランティアの確保」の意見があがっています。

無作為抽出した15歳以上の市民のアンケート調査結果では、障がいのない人が日頃の生活の中でできる支援としては、「本人の話し相手」「安否確認・見守り」「緊急時の連絡」等があがっています。

安心・安全な地域を実現するためには、住民一人ひとりが地域に対して、気配り・目配り・思いやりの心を持った、日常からの助け合いや支え合いが重要です。





(1) 居住の場の確保

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送るための生活基盤として、グループホームの充実を図るとともに、地域全体で障がいのある人を支えていく体制の構築を進めます。

①グループホームの整備促進・入居支援

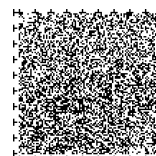
- 障がいのある人が地域において安心して自分らしく生活を送ることができる場を確保するため、民間事業者等が本市にグループホームを設置する際の整備費用の一部を補助する制度の周知・運用を図り、グループホーム等の整備を促進します。
- グループホームに居住する人に対して家賃補助制度を実施していきます。
- グループホームに入居する人が安心して生活できるよう、建築基準法、消防法を厳守しながら、防火安全体制の強化を図ります。

グループホームの整備（施設数）

年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
市内施設数（か所）	7	6	7	9	11
身体障がい（か所）	0	0	0	0	0
知的障がい（か所）	7	6	6	7	8
精神障がい（か所）	0	0	1	2	3

グループホームの家賃等補助金

年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
補助対象者数（人）	48	51	52	58	64



②地域生活における居住の支援

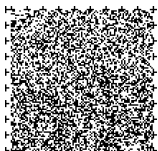
- 障がいのある人の生活に配慮した居住空間を拡充するため、バリアフリーに配慮した住宅設備等の改造や日常生活用具*の購入に関する費用の一部を助成します。
- 公営住宅のバリアフリー化を図り、利用について周知を図るとともに、障がいのある人向けの優遇措置等を検討します。
- ごみを運び出すことが困難な障がいのある人を対象に、環境クリーンセンターが玄関先まで出向いてごみを引き取るとともに安否の確認を行うふれあい収集事業を継続して実施していきます。
- 重症心身障がい児者等を対象とする入所施設等を県と連携しながら横須賀・三浦障害保健福祉圏域で確保していきます。

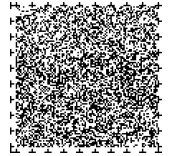
重度障がい者等住宅設備改造費助成事業

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
助成件数（件）	0	3	1	4	4

ふれあい収集事業

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
収集件数（世帯）	156	159	170	179	185





③地域生活支援拠点等機能の充実

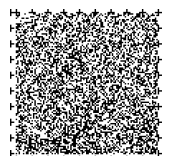
- 障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点に集約される機能を複数の機関が連携して担う面的な体制として地域の実情に応じた創意工夫により整備し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として構築します。
- 地域生活支援拠点等の整備に合わせて、相談支援事業所や自立支援会議を中心に、グループホーム、その他の障害福祉サービスを有機的に連携させ、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、入所や自宅からグループホームへの円滑な移行と生活の継続性を実現するケアマネジメントなど、中長期的視点に立った継続的な支援を進めていきます。

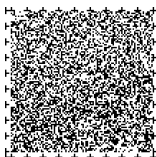
(2) アクセシビリティの向上

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく安心して出かけることができ、また、暮らしていけるように、公共施設や情報等のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

①公共施設等のバリアフリー化

- 障がいのある人が公共施設を安全かつ快適に利用できるよう、「都市機能の整った快適なまち推進プラン」を踏まえ、市が設置又は管理する公共施設の整備に際しては、逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会による意見聴取を行い、より利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。
- 「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、市道の歩・車道を改修する際には、段差解消などバリアフリー化を推進します。
- 視覚障がい又は高齢者の安全な歩行の助けとなる音響式信号機や高齢者等感应式信号機の設置について、県や警察等と調整を進めます。
- 「逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」を踏まえ、歩道に放置された自転車や看板などの占有物が、視覚障がいのある人や車いす使用者等の移動を妨げないよう市民に理解と協力を求めていくとともに、関係機関と連携して撤去・管理に努めます。
- イベント開催時も、障がいのある人に配慮した会場設営を行います。





②移動交通手段の充実

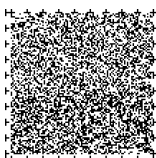
- バスや鉄道などの公共交通機関の施設については、バリアフリー新法*に基づき利用者の利便性が確保されるように、バリアフリー化の促進を企業に要請します。
- 公共交通機関の利用が困難な重度障がい者や寝たきり高齢者等の移送手段の確保に努め、生活圏の拡大と社会参加の促進を図ります。また、既存の公共交通を活用しつつ、乗合タクシーなどの新たな交通手段の活用を検討し、交通弱者の移動手段の導入をめざします。
- 地域生活支援事業の移動支援事業において、マンツーマンによる障がいのある人への外出支援を行うほか、安全に配慮しながら小グループに対してもヘルパー派遣を行うなどの充実を図ります。
- 障がい者の住みよいまちづくり推進事業の一環として、車いすを一時的に必要とする人に対する貸出しを行います。

車いすの貸出し

年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
貸出台数(台)	68	80	69	71	73

③情報アクセシビリティ*の向上

- 各種のサービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関連する様々な情報については、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報誌、「声の広報ずし」等の発行、市ホームページにおける音声読み上げや拡大文字等を活用した情報提供の更なる充実など、行政情報へのアクセシビリティの向上に努めます。
- 障がいのある人に対する各種サービスの内容や利用条件、利用手続き等を紹介した「障がい者福祉のしおり」については、必要に応じて内容の見直しを行い、誰もが分かりやすい内容に努めながら、ホームページへの掲載、障害者手帳交付時等の配付を継続します。
- 日常生活用具給付事業において、障がい者用パソコン周辺機器やソフト、点字ディスプレイ等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。
- 公共施設における音声対応、点字、絵文字、カラーバリアフリーによるわかりやすい案内を推進します。



○公共施設では、筆談器や拡大読書器などの情報支援機器を設置するほか、職員の意識啓発を図り、人的な対応力の強化に努めます。

○神奈川県手話言語条例を踏まえ、引き続き手話通訳者、要約筆記者の設置及び派遣を実施し、窓口対応や会議、市主催のイベント、教室等における意思疎通支援の充実を図ります。また、神奈川県と連携し、今後も手話通訳者や要約筆記者を養成する講座を開催し、意思疎通支援の体制を充実していきます。

「声の広報ずし」の制作

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
発行回数（回）	12	12	12	12	12

点字広報の制作

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
発行回数（回）	-	12	12	12	12

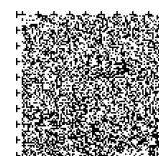
「議会報」の制作

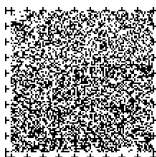
年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
発行回数（回）	4	6	6	6	6

④バリアフリー化・ユニバーサルデザインに関する意識づくりと情報提供の実施

○建設関係団体及び事業者、民間の商工業者などへのバリアフリー化に関する一層の周知、情報提供を進め、店舗、住宅などのバリアフリー化を進めます。

○関係機関等と連携して、障がいのある人が利用できる施設等であることを示す国際シンボルマークの周知、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関わる技術情報や優良事例の紹介など、バリアフリー化の促進に役立つ情報提供に努めます。





(3) こころのバリアフリーの促進

共生社会の実現に向けて、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障がい及び障がいのある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

①障がいや障がいのある人に対する意識づくり

○市職員等に対する障がい福祉に関する理解を促進し、「逗子市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に即した窓口等における配慮の徹底を図ります。

○今後も、各学校で社会福祉協議会と連携し実施されているインクルーシブ教育や福祉教育等の取り組みのほか、ふれあいスクールや放課後児童クラブ等、障がいのある・なしで分け隔てられることなく共に過ごす環境により、子どもの頃から障がいや障がいのある人への理解について学び、自然に支え合いの意識を育むことができる機会を充実していきます。

○多くの市民が障がいや障がいのある人への理解を深め、地域が抱える課題や人権、福祉について学べるよう、理解促進研修・啓発事業を継続・充実していきます。

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

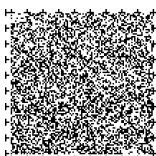
年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
実施団体数（団体）	4	4	4	4	4

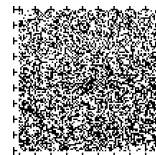
②交流・ふれあい活動の推進

○障がいのある・なしで分け隔てられることなく交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充するとともに、学校等における交流活動の充実を図ります。

○障がい者の住みよいまちづくり事業の一環として、障害者週間に障がいのある人の作品展示及び当事者団体、事業所、市民グループ等の参画による障がいの体験等を通じて市民の理解を深め、交流を促進します。

○家族・地域・職場など市民に身近な生活の中で交流の機会が得られるよう、理解促進研修・啓発事業を継続して実施します。また、発達障がいに関する啓発を発達障害者地域支援マネージャーと連携して進めていきます。





○民生委員・児童委員や地域の協力を得ながら、障がいのある人の市民との交流機会、地域活動への参加機会が充実していくよう図ります。

ふれあいフェス in ずし

年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
参加人数(人)	-	300	299	360	420

③地域での支え合い活動の促進

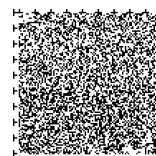
- 自発的活動支援事業により、点訳、録音ボランティア*活動を支援します。
- 地域づくりに係る事業を一体的に実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を推進します。

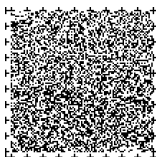
(4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護の推進

障がいのある・なしで分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに関する周知・啓発等を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、障害者虐待防止法*や障害者差別解消法等をはじめとする障がい者の権利擁護をめぐる関係法令の遵守に向けた取り組みを強化します。

①障がいを理由とする差別の解消

- 精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がい*、内部障がいなど、一般に理解が進んでいない障がいへの理解の促進を図ります。
- 障がいのある・なしに関わらず、すべての人の人権が守られる社会づくりをめざし、逗子市人権擁護委員会や関係機関等とも連携して、人権意識の普及に努めます。
- 広報誌やホームページを活用して、障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動等に継続的に取り組みます。また、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がいのある従業員に対する合理的配慮など、働く場での障がいを理由とする差別の解消を推進します。





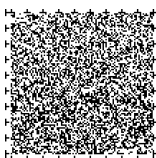
○障害者差別解消支援地域連絡会にて、実際の相談事例を含めた情報共有及び障がい特性の理解に向けた取り組みに関する意見交換等を行うことで、関係機関が連携したネットワークの構築を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

②虐待の防止

- 広報誌やホームページを活用して、障害者虐待防止法についての広報・啓発活動を継続的に行い、虐待の防止に努めるとともに、市民には虐待について通報の義務があることを周知します。
- 障害者虐待防止センター*は、関係機関からなるネットワークの活用、虐待の未然防止、虐待への迅速な対応、緊急時の居室確保などに取り組むとともに、再発防止等にも取り組みます。
- 高齢者虐待防止法や児童虐待防止法、配偶者暴力防止法などの取り組みとも連携しながら、障がいのある人への虐待の防止及び支援体制の確保に努めます。
- 障害福祉サービス事業者が、利用者の人権擁護、虐待防止等の体制整備や従業者に対する研修を行うために必要な支援をします。

③権利擁護の推進

- 「障害者週間」「人権週間」等を中心に、障がいのある人の権利擁護の取り組みを推進します。
- 基幹相談支援センターを中心に関係機関等と連携して、障害福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの権利擁護が適切に行われるよう支援します。
- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、日常生活自立支援事業等を活用し、かながわ成年後見推進センター、逗子市社会福祉協議会の逗子あんしんセンター、相談支援事業所等各関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、法定後見人や市民後見人の支援を行い、成年後見制度の利用を促進するとともに、障がいのある人の権利擁護を図るための基盤づくりを進めます。
- 権利擁護を計画的に進めるため、成年後見制度利用促進計画を策定します。
- 障がいのある人や家族の高齢化とそれに伴う認知症等の判断能力の低下により、金銭管理、福祉サービスや入院の契約困難、消費者被害や詐欺が増加し、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくため、日常生活自立支援事業等を強化し、中核機関を設置することで、本人や家族、各関係機関の制度利用を促進します。



成年後見制度利用支援事業

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
利用者数（人）	0	0	0	1	3

④選挙等における配慮

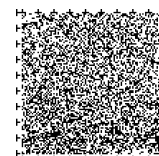
- 選挙の際は、点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- 投票所のバリアフリー化等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等に取り組みます。
- 司法手続き等においても、障がいのある人の意思疎通等に関して適切な配慮が行われるよう働きかけます。

(5) 暮らしの安全と安心

障がいのある人が安全に、安心して生活できるよう、日頃から地域や関係機関等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。

①災害時支援体制の確保

- 逗子市避難行動要支援者避難支援計画*の周知と利用促進を図り、支援を必要とする一人一人ひとりの個別支援プランの作成を地域の中で引き続き進めていきます。
- 障害福祉サービス事業者、医療機関などとの連携により、障がい特性に応じた避難所の確保、医療ケア体制の確保に努めます。
- 民間の福祉施設、障がいのある子どもが通う学校等の防災設備、防災対策の充実を図るとともに、地域においても自力避難が困難な人に対応した安全な避難路・避難方法を検討し、避難路、避難所・避難施設等の情報の周知を進めます。
- 聴覚障がいなどの障がい特性や地域の状況などに配慮して、災害状況や避難勧告・避難指示等の情報が確実に届く仕組みをつくります。
- 地域、関係機関と連携して、障がいのある人も参加する防災訓練・避難訓練、情報伝達訓練などの実施等を促進していきます

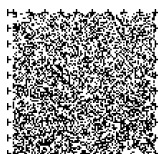
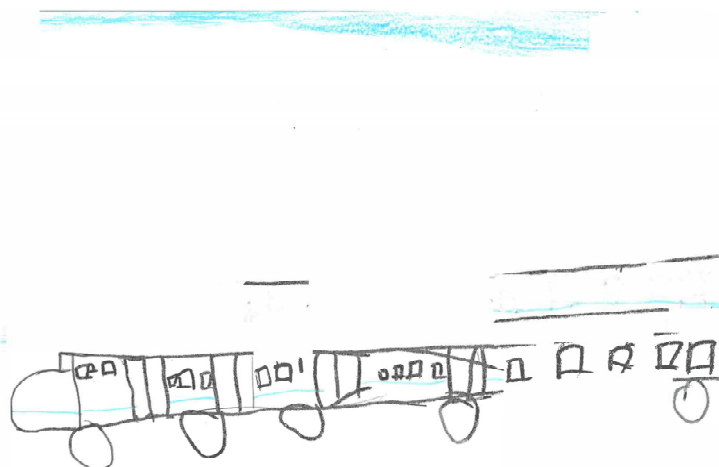


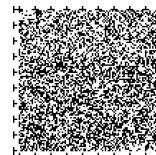
福祉避難所

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
施設数（件）	2	2	3	3	3

②日頃の安全の確保

- けがや病気などの緊急時に、言語、聴覚に障がいのある人などが通報しやすいよう、ファックス及びメール並びにNET119緊急通報システム*による緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、状況に応じた迅速・適切な支援を行います。
- 消費者保護については、消費生活相談とともに、県や市の広報・ガイドブック、パンフレットやホームページなどを活用した情報提供により、障がいのある人にわかりやすい内容や方法での被害の防止に努めます。
- 昨今の新型コロナウイルス感染症等の健康危機などの状況を鑑み、感染拡大防止策の周知啓発や感染症に対する情報提供を行い、平時からの事前準備に努めるとともに、感染症発生時においても迅速に状況を把握、取りまとめを行い、関係機関と情報共有を図りながらサービス事業所がサービスを継続・再開することができるよう支援を行います。





3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第2期障がい児福祉計画】

現 状 と 課 題

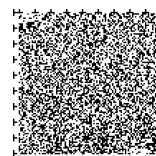
平成28年6月の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布によって、障がいのある子どものサービスに関する提供体制を計画的に構築していくため、計画期間を3年とする「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられています。本項は、後の「本章5（2）障害児通所支援の充実」と併せて、本市における当該計画の中核を形成するものとなります。

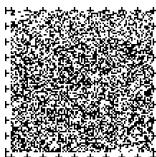
本市では、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者などが地域で安心した生活を送れるようにするため、児童福祉法に規定する児童（0歳～18歳）を対象とする療育推進事業の中核的な支援施設であるこども発達支援センターを中心に、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが現在及び将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるように、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行ってきました。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人では、療育や教育に関する相談についての要望は、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」「専門的な相談機関を充実してほしい」などの相談支援体制の充実が求められています。

乳幼児期における母子保健や療育に対する要望としては、「保護者に対する相談・支援体制の充実」が2割と最も高く、次いで「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなうこと」「通園事業・療育事業などの充実」があがっています。また、発達の特性に応じた早期発見・早期支援が重要であることから、乳幼児期の健康診査や発達相談、保育所等との連携などに努めることが必要です。

発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで特に重要と思うものは、「保護者に対する相談・支援体制の充実」「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「保護者が介助・支援できないときの一時的な預かりやサポート」が上位にあがっています。周産期から乳幼児期、教育の場等において、一人ひとりの成長段階に応じた専門性の高い支援を行い、家族の子育ての不安を解消するとともに、次につなげる支援の充実が必要です。





(1) こども発達支援センターを中心とする療育等の充実

こども発達支援センター（ひなた・くろーばー）を療育推進事業の拠点として、教育研究相談センターと機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援体制を充実します。

①障がいの早期発見・対応の充実

〇〇歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を広くワンストップで受付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じる、相談しやすく、相談内容を解決できる体制を充実させるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。

〇母子保健や鎌倉保健福祉事務所の小児慢性特定疾病施策との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階からも子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境を充実します。

こども発達支援センターの療育相談（ひなた）

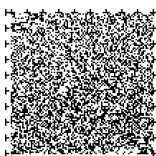
年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
心理相談利用者数（人）	274	301	331	483	500
理学療法【PT*】利用者数（人）	38	23	23	28	30
作業療法【OT*】利用者数（人）	77	85	101	174	200
言語療法【ST*】利用者数（人）	151	203	201	356	400

※センター内及び幼稚園、保育所、学校への巡回相談を含む。

くろーばーの通所支援

年度		実績			見込	
		H29	H30	R1	R5	R8
児童発達支援	利用者数（人）	65	60	44	55	60
	利用回数（回）	1,550	1,511	1,232	1,400	1,520
放課後等デイサービス	利用者数（人）	24	42	47	66	90
	利用回数（回）	365	625	627	654	680

※実績及び見込みは、各年度4月から3月までのものです。

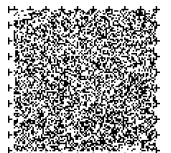


②ライフステージに応じた継続的な支援

- 乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスを提供します。
- ライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。
- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前後に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、こども発達支援センターが療育専門機関として専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。
- 障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、同じ場で共に学ぶことができるようインクルーシブ教育システムを構築します。
- 18歳以降の進路先への支援の引き継ぎについて、相談支援事業所とともに、子どもと保護者をサポートします。

③子育て支援に係る施策との連携

- 地域子ども・子育て支援制度と連携し、子育てに不安や悩みを抱いている保護者が子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。
- 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの課題をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するためにスーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関の支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。
- 鎌倉保健福祉事務所が行っている歯科医師、歯科衛生士による相談の紹介やひなたのSTで特別支援学校のセンター機能と連携した口腔ケアに努めています。

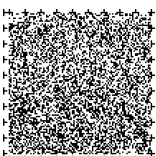


④家族支援の充実

- 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせ専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、家庭での養育を支援するなど、療育体制をより充実します。
- ペアレントプログラムやひなたファイル勉強会など保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家族への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。
- 市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。
- 家族のレスパイト*や子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

⑤医療との連携

- 医療的ケア児*に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置については県の医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議にて検討を進めます。
- 保護者の認識を深め、子どもへの適正な支援計画をつくるためにも、専門医との連携を含む医療との関わりの機会を確保します。
- 学齢期も含めどの段階においても医療的対応が必要な場合に、適正な医療を受けられるよう関係医療機関や地域の医療機関との連携の確保を図ります。

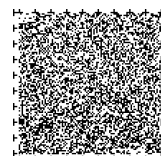
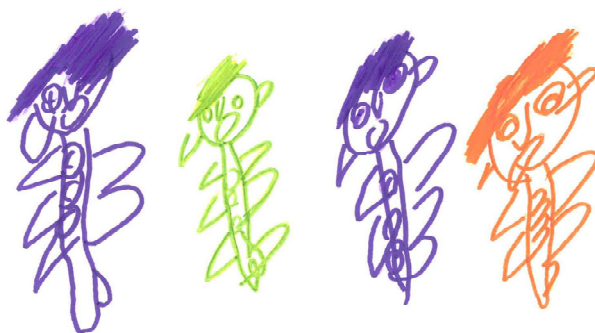


(2) 多様なサービスが利用できる基盤の整備

支援が必要な子どもが継続的に十分な支援を受けることができるよう利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所を確保し、障がいのある子どものライフステージを見通した支援体制を充実させます。

①各種サービス提供体制の整備

- こども発達支援センターによる巡回相談のほか、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、子どもの地域社会への参加、インクルージョンの推進を図ります。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの確保については、市の規模・実情に合わせ、こども発達支援センターが地域の関係機関と連携し、その役割を担います。
- 医療的ケア児を支援する関係機関等が連携を図るための課題や事例に応じて、既存の逗子市自立支援会議を協議の場と位置づけ、関連分野の支援を調整するコーディネーターについては県の医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議にて検討を進めたうえで、必要に応じて協議を行っていきます。



4 社会参加の促進

現 状 と 課 題

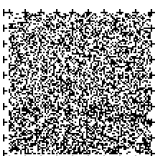
本市では、障がいのある人が基本的人権を有する社会の一員として、あらゆる分野の活動において参加・参画する機会が確保され、それぞれの能力を発揮できるよう、就労や文化・スポーツ活動に必要な支援の充実に取り組んできました。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人では、就労状況について、「現在、仕事をしている」が2割となっています。仕事をする上での悩みは、「収入が少ない」が1割強、年齢が低くなるにつれ「収入が少ない」「職場の人間関係がむずかしい」「障がいを理解してもらえない」の割合が高くなる傾向があります。また、知的障がい、精神障がいで「今の仕事を続けたい」の割合が高く、今後も就労に向けた支援体制の充実が必要です。

ヒアリング調査結果をみると、障がいのある人では、事業所等の参入や受け入れ企業の増加による雇用の場の拡充や就労の場での支援、相談支援の充実が望まれています。

また、アンケート調査結果をみると、障がいのある人では、仕事以外で参加している団体活動等について、「特に参加していない」が6割、次いで「趣味・文化・スポーツ活動」が15.9%。知的障がい、重複障がいで「障がい者団体の活動」の割合が高くなっています。障がいのある人のニーズを捉え、様々な社会参加の場の周知・検討が求められます。障がい者団体等においては、新規会員が入ってこないことや会員の高齢化などの課題があがっています。

さらに、経済的な生活状況について、苦しい生活をしている人が3割、特に精神障がいで割合が高くなっており、日常生活を送るうえで、経済的な支援の充実が望まれています。

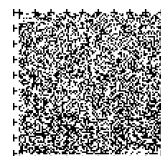


(1) 雇用・就労の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労*の充実を図り、総合的な支援を推進します。

① 総合的な就労支援体制の充実

- 自立支援会議及び基幹相談支援センターを中心に、特別支援学校、障害者就労施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター*、商工会等との関係機関のネットワークを強化し、必要に応じて情報交換の場を設けます。
- 障がいの特性や状況等に応じて、就労先や就労の形態を選ぶことができるよう、就労支援機関や商工会等と連携して就労可能な事業所や仕事内容の拡充に努めます。
- 障がいのある人が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者差別解消支援地域連絡会や基幹相談支援センター等による事業者への理解促進及び啓発に努めます。
- 障がいのある人の就労意識とともに、家族の理解と後押しが促されるよう、障害者就業・生活支援センターと連携し、相談や勉強会をとおして障がいのある人とその家族への意識の向上を図ります。
- 市役所や民間における障害者就労施設等からの優先調達の推進、障がいのある人が関わって製造・販売する商品の開発・PR等の推進や販売会の開催など、仕事の確保と収入の向上を促進します。
- 就労定着支援の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めます。



就労等支援事業（通所体験事業）

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
実施事業所数（か所）	2	4	6	7	9
対象者数（人）	3	4	17	18	20

就労移行支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	145	183	310	352	399	453	514
実利用者数（人）	9	12	14	16	18	20	23

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

※人日は、延べ利用日数を表します。

就労継続支援A型・B型

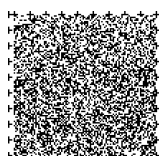
年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	1,640	1,646	2,291	2,434	2,564	2,694	2,828
就労継続支援A型（人日）	374	360	437	456	494	532	551
就労継続支援B型（人日）	1,266	1,286	1,854	1,978	2,070	2,162	2,277
実利用者数（人）	96	102	105	110	116	122	128
就労継続支援A型（人）	21	19	23	24	26	28	29
就労継続支援B型（人）	75	83	82	86	90	94	99

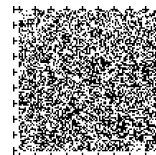
※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

就労定着支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	-	7	11	17	27	43	67
実利用者数（人）	-	7	9	12	15	19	25

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。





就労支援に関する意見交換会の開催（自立支援会議専門会議の開催等）

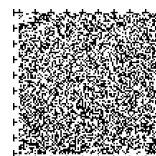
年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
開催回数（回）	3	3	3	3	3

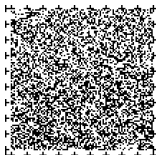
障害者優先調達推進法*に基づく調達

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
発注額（万円）	704	675	643	730	760

② 雇用の促進

- 「逗子市障がい者活躍推進計画」に基づき、組織・人材等の体制、職務環境・人事管理等の整備や毎年度の取組状況の検証等を行いながら、市役所における障がいのある人の雇用、定着及び特性や個性に応じた能力の発揮を推進します。
- 就労支援機関、商工会等と協力し、障がいのある人の雇用に関わる各種支援制度等の広報や活用支援に努めます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所等、ジョブコーチ*、障害者就業・生活支援センター、県障害者雇用促進センターと連携して福祉的就労から一般就労に向けた職場開拓や職場実習時の支援等を行うほか、一般就労後、定着するまでのアフターフォローを行います。
- 一般就労を目標として、障がいのある人（特別支援学校卒業予定者を含む。）の就労継続支援・就労移行支援事業所の通所体験事業により、個々の特性等に配慮した段階的な就労支援を行います。
- 障がい者就労支援員を配置し、ハローワーク、商工会、基幹相談支援センター等と連携し、知的障がい者等雇用報償金や事業者への各種助成制度についての情報を提供し、それを活用した就労の場の拡充を図るとともに、市役所内で障がい者トライアル雇用や職場体験実習を行います。
- 障がいのある人の就労の定着（雇用の継続）に向け、ジョブコーチ支援制度活用の促進、就職後の相談対応、従業者同士の円滑な関係づくりへのアドバイスなど、事業者向けの情報提供や相談支援等を行っていきます。
- 短時間勤務やフレックスタイム制、在宅勤務など、障がいのある人の状況に応じた柔軟な働き方ができるよう、また、職場のバリアフリー化や通勤支援なども含め事業者への理解を求め、就労環境の整備を図ります。





○発達障がい、高次脳機能障がい、うつ病、難病等の障がい等の特性に応じた就労支援を行うため、相談支援事業所や発達障害者地域支援マネージャーなど、関係する専門機関等との連携を図ります。

○障害者就業・生活支援センターと連携して、障がいのある人やその家族、事業主を対象に、就労に関する相談ブースを設けるイベントや支援講座を開催します。

知的障がい者等雇用報償金

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
対象事業者数（か所）	24	20	13	19	23
市内（か所）	7	6	5	9	12
市外（か所）	17	14	8	10	11
対象者数（人）	35	28	19	29	36
知的障がい者（人）	27	22	12	20	26
精神障がい者（人）	8	6	7	9	10

※令和元年度から制度を見直し、障害者雇用促進法における障害者雇用給付金制度に該当する事業所を対象外としました。

③ 多様な就労機会の確保

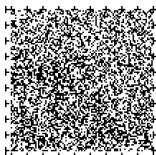
○福祉的就労についても、障がいのある人の特性や希望に合った仕事や働き方の拡充など、基幹相談支援センターや自立支援会議を中心に、相談支援事業所、就労系の障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等による就労支援の取り組みを強化します。

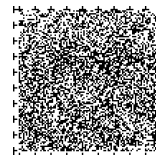
○就労継続支援A型事業所における賃金を保障するため、知的障がい者等雇用報償金の活用を促進します。

○就労継続支援B型事業所等における工賃の向上を促すため、事業所の経営力強化に向けた支援を推進します。

○福祉ショップの利用促進、地域活動支援センターで障がいのある人が関わって製造されている商品の販売が促進されるよう、商工会等と連携してマーケティング（PRや販路開拓、共同販売等）を行います。

○事業所の経営安定、収入確保に向けては、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品購入や事業委託等の優先購入（調達）を引き続き推進します。





○公共施設における就労の場の確保、在宅就労、NPO*等への就業など、
民間の団体等とも連携し、多様な働き方の普及を促進します。

○地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン*」を踏まえ、農福連携の取組に対する相談体制の整備、農業経営体や障がい者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるような環境づくりを検討します。

(2) 経済的支援の充実

障がいのある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

①各種手当の支給

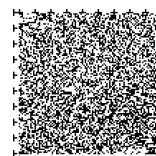
○重度の障がいのある人や子どもの生活の向上と福祉の増進を図るため、「重度心身障がい者手当」「心身障がい児手当」を支給します。

○重度の障がいがあり日常生活において常時特別な介助を必要とする20歳以上の
人に「特別障害者手当」、20歳未満の人に「障害児福祉手当」を支給します。

重度心身障がい者手当・心身障がい児手当の支給

年度	実績			見込	
	H29	H30	R1	R5	R8
対象者数(人)	1,497	1,504	1,534	※	※
身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定(人)	957	946	955		
身体障害者手帳3級(人)	216	214	222		
児童(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定) 精神障害者保健福祉手帳1・2級(人)	42	42	43		
精神障害者保健福祉手帳1級(人)	54	50	45		
精神障害者保健福祉手帳2級(人)	228	252	269		

※令和4年度に、対象者・手当額等の見直しを予定しています。



特別障害者手当・障害児福祉手当の支給

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
対象者数（人）	51	50	52	57	59
特別障害者手当（人）	26	29	31	34	35
障害児福祉手当（人）	22	19	19	21	22
経過的福祉手当（人）	3	2	2	2	2

② 各種医療費の助成等

○重度の障がいのある人や子どもの健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成するほか、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）による医療費の助成をします。

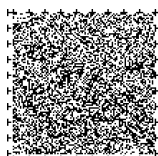
重度障がい者医療費の助成

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
対象者数（人）	981	928	913	793	706
身体障害者手帳 1・2級（人）	824	772	756	636	548
療育手帳A判定（人）	115	113	116	118	120
精神障害者保健福祉 手帳1級（人）	42	43	41	39	38

※令和2年10月から所得制限を導入しています。

自立支援医療の給付（精神通院・更生医療・育成医療）

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
精神通院（人）	762	816	839	978	1,089
更生医療（人）	31	37	38	52	64
育成医療（人）	3	6	1	4	5



(3) 地域活動、文化・スポーツ活動等への参加

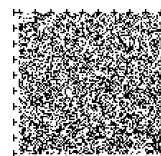
障がいのある人が、安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

①文化・スポーツ活動等の振興

- 「生涯学習活動推進プラン」に基づき、様々な学習機会の提供と、指導者の確保、養成及び資質の向上等を推進するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。
- インターネットによる図書館蔵書情報の提供を行うとともに、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づき、録音図書、大活字本やデージー*、点字図書の充実、拡大読書器の設置、来館が困難な人のための郵送貸出サービスを継続して行います。また、「やさしい利用案内」やLLブック（エルエルブック）*などあらゆる人が利用しやすいサービスを継続して行います。
- 「逗子市スポーツ推進計画」に基づき、「逗子市スポーツの祭典」など様々なスポーツ・レクリエーションなどの機会の提供と、指導者の確保、養成及び資質の向上等を推進するとともに、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。
- 「逗子市文化振興基本計画」に基づき、逗子アートフェスティバル、みんなでアートやアウトリーチ事業など、様々な文化芸術活動などの機会の提供と障がいのある人が参加しやすい環境づくりを行います。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、積極的に身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、機会の一層の充実を図るとともに、障がいのある人のスポーツ活動や余暇活動を推進します。

②地域活動等への参加の促進

- 障がいのある人が自治会・町内会活動などの地域活動、NPO・ボランティア活動など社会貢献活動に参加できるよう、公共施設や地域の集会施設などのバリアフリー化を進めるとともに、自治会・町内会、逗子市社会福祉協議会や障がい者団体などと連携して参加しやすい環境づくりを行います。



③障がい者団体への支援

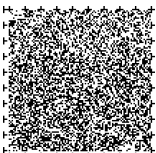
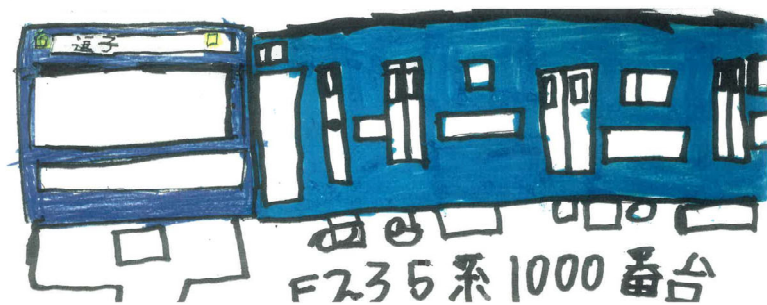
○障がいのある人同士が共に悩みを話し合い、様々な活動に取り組んでいくために必要な支援を行います。

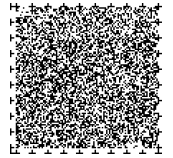
○市内に在住する障がいのある人や子どもの団体が行う、様々な活動への支援を行います。

心身障がい者（児）福祉団体助成事業

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
対象数（団体）	3	3	3	3	3

※平成26年度から補助金の見直しにより、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業に移行しました。





5 障害福祉サービス等の充実

現 状 と 課 題

国は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）の策定に際し、積極的・具体的な指針を示すとともに、それらを「成果目標」とし、サービスごとの見込み量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しており、本計画もこれを踏襲しています。

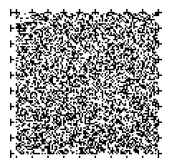
本市では、一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続することができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実や有効なサービスの提供を図ってきました。また、障がいのある人の高齢化・重度化が進む中、介助する家族への支援も充実したものとなるよう努めてきました。

障がいのある人が安心してサービスの提供を受けるためには、サービスの「量」だけではなく「質」の確保も今後重要であるため、相談支援事業や移動支援事業などの地域生活支援事業について、従事する職員の質の向上や自立支援会議等における事業評価等を通じ、より質の高いサービス提供体制の構築に努めてきました。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人では、地域生活支援拠点等事業で利用したいものとして、「介護者の急病や障がいのある人が急変した際の受け入れや医療機関への連絡などを行う機能」が5割と最も高く、次いで「24時間対応できる相談窓口」「医療的ケアが必要な方や、障がいが重度化した方に対して専門的な対応を行う機能」があがっており、緊急時の支援体制や医療ケア体制の確保と相談支援体制の充実が特に求められています。

また、医療機関を定期的に受診している人は8割となっており、特に身体障がい、精神障がいの人で多くなっています。その中で常時医療的ケアが必要な人もおり、医療的ケアが必要な重度・重複障がいのある人等に対する医療機関、医療的ケア体制の充実が望まれます。

ヒアリング調査結果をみると、障がいのある人では、その年齢や障がいに応じて、様々な支援やサービスが求められています。通常の福祉サービスのほか、学校への通学や通院などの移動支援、行事や会合等での託児の設置、また障がいのある子どもが将来に向けて自立した生活を送れるための支援の充実が望まれています。



【令和5年度における数値目標】

(第6期逗子市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(～令和5年度))

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

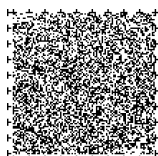
①福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	国の指針に準じる (令和元年度末時点の施設入所者数24人)
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる (令和元年度末時点の施設入所者数24人)

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者削減数	1人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

	国の基本指針	設定の考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	当該指標は都道府県において、精神障がい者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、活動指標として設定するものですが、本市においても構築を推進するため活動指標を設定します。



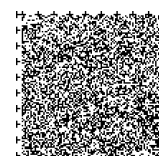
目 標 値			
	R3	R4	R5
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	1	2	2
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	17	19	21
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	0	0	1

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、基幹型地域包括支援センターや地域包括ケア会議など、逗子市高齢者福祉計画に位置付けられる包括的な支援体制の構築から地域共生社会の実現に向けた取組の一環として協議を行っていきます。その際、基幹相談支援センター及び自立支援会議も取組に連携・参画していきます。

③地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	地域の実情を踏まえ、令和2年度に面的な体制として地域生活支援拠点等を整備し、令和3年度以降は、自立支援会議等を活用して運用状況の検証・検討を行っていきます。

目 標 値	
令和5年度末における地域生活支援拠点等	面的整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

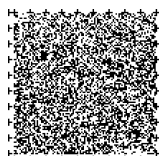


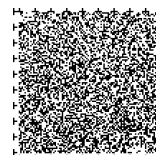
④福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	国の指針に準じる (令和元年度実績 10人)
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	国の指針に準じる (令和元年度実績 8人)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	国の指針に準じる (令和元年度実績 1人)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	国の指針に準じる (令和元年度実績 0人)
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の指針に準じる
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	国の指針に準じる

目 標 値	
令和5年度における一般就労移行者数	14人
令和5年度における一般就労移行者数(就労移行支援)	11人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	2人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	10人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	70%

※事業ごとの就労移行者数については、現在県の集計待ちとなっています。

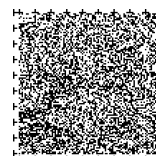




⑤障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本	本市のこども発達支援センターは、国が定める基準は満たしていませんが、市の規模に応じて求められる機能を備え、その役割を果たす拠点となっています。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	サービス提供事業所による指定の取得を促進するとともに、受け入れ側の保育所等へのこども発達支援センター等による周知に努め、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を図ります。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの確保については、市の規模・実情に合わせ、こども発達支援センターがその役割を担います。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本	
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	医療的ケア児を支援する関係機関等が連携を図るための課題や事例に応じて、既存の逗子市自立支援会議を協議の場と位置付け、必要に応じて協議を行っていきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	県の医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議にて配置について検討を進めていきます。

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	0か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	既存の自立支援会議を協議の場と位置付け
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	横須賀・三浦障害保健福祉圏域及び市に配置



⑥相談支援体制の充実・強化等

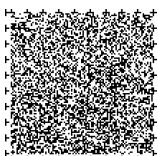
	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の指針に準じる

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	地域の相談支援の中核的な存在となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組み、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制の充実・強化等を推進します。

⑦障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じる

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組に都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、毎年市から1名以上参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を基幹相談支援センター連絡会等を活用して共有する体制を構築することで、サービスの質の向上を図っていきます。	

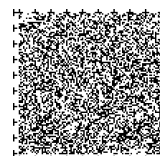


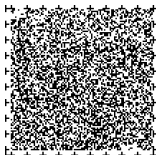
(1) 障害福祉サービスの充実【第6期障がい福祉計画】

障がいのある人のニーズに応じて、各サービスの量的・質的充実を図ります。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

障害福祉サービスのあらまし

事業名		内容	本章における 関連施策
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	施策5 (4)
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	施策2 (2)
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	施策2 (2)
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護・生活介護等複数のサービスを包括的にを行います。	施策5 (4)
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	施策5 (4)
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	施策4 (1)
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	施策4 (1)





事業名		内容	本章における 関連施策
	就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	施策 4 (1)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施策 2 (1) 施策 5 (4)
居住系サービス	自立生活援助	一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	施策 1 (1)、(2)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	施策 2 (1)
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施策 2 (1)
地域相談支援	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人が地域での生活に移行するための活動に関する相談を行います。	施策 1 (1)、(2)
	地域定着支援	居宅において単身で生活する人の常時の連絡体制を確保し、緊急事態における相談を行います。	施策 1 (1)、(2)
計画相談支援		サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。	施策 1 ほか
補装具* 費の支給		身体上の障がい等を補って、必要な身体機能を回復するための補装具の購入費用及び修理費用を助成します。	

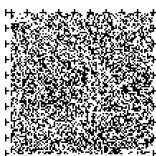
①障害支援区分*の判定とケアマネジメントの推進

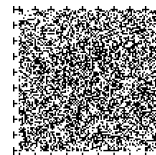
- 障害支援区分等判定審査会を運営し、障害支援区分の判定審査を適切に行います。
- サービス等利用計画の作成と、それに基づく支援の充実を図ります。

サービス等利用計画の作成（計画相談支援）【再掲 第5章1(2)②】

②訪問系サービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、専門的な対応が重要となっており、市内事業者を中心にサービス提供体制の充実を図ります。





訪問系サービス（5サービスの合計値）

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（時間）	1,292	1,067	1,377	1,412	1,448	1,485	1,523
実利用者数（人）	82	92	69	70	70	71	72

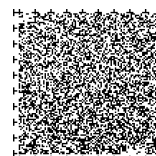
※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

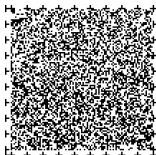
③日中活動系サービスの充実

- 生活介護、自立訓練は、障がいのある人の社会参加、自立、生きがいを支えるサービスとして、自宅以外で「過ごす」場の提供、「訓練する」、「働く」といった活動を支援していきます。事業者と連携して市内におけるサービスの提供体制充実を図るとともに、広域的に対応できる体制の整備に努めます。
- 短期入所については、グループホームの充実を進める中でサービスの確保を図り、利用を促進していきます。
- 就労系の障害福祉サービス事業所等と連携して福祉的就労から一般就労に向けた職場開拓や職場実習時の支援等を行います。
- 療養介護については、広域の中でサービスの確保を図ります。

生活介護、自立訓練、短期入所、療養介護

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	2,579	2,710	2,650	2,756	2,826	2,931	3,005
生活介護（人日）	2,174	2,203	2,135	2,196	2,258	2,323	2,389
自立訓練（機能訓練） （人日）	0	0	4	4	4	4	4
自立訓練（生活訓練） （人日）	17	70	55	66	71	76	81
短期入所（人日）	109	127	115	118	121	125	128
療養介護（人日）	279	310	341	372	372	403	403





年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数（人）	167	185	183	194	205	218	232
生活介護（人）	129	134	135	138	142	145	149
自立訓練（機能訓練） （人）	0	0	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練） （人）	5	6	3	4	5	6	7
短期入所（人）	24	35	33	39	45	53	62
療養介護（人）	9	10	11	12	12	13	13

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援【再掲 第5章4（1）①】

障害福祉サービス事業所等への通所補助

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
交通費補助人数（人）	110	148	121	137	149

※障害福祉サービス事業所等に通所する障がいのある人に交通費の支給を行う事業です。

民間障がい者福祉施設の運営支援

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
人件費補助人数（人分）	6	6	6	6	6

※市内の民間障がい者福祉施設に運営上の支援を行い、通所者の処遇向上、施設経営の健全化等を図る事業です。

④居住系サービスの充実

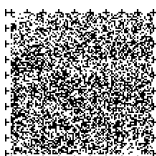
○民間事業者等がグループホームを設置する際の整備費用の一部を補助する制度の周知・運用を図り、グループホーム等の整備を促進します。

○施設入所支援については、広域の中でサービスの確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実利用者数（人）	47	52	60	65	70	76	83

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。



施設入所支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実利用者数（人）	25	25	24	24	24	24	23

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

自立生活援助

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実利用者数（人）	-	0	0	0	1	1	1

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

⑤地域相談支援

○障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行、定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、自立支援会議、基幹相談支援センター等と連携し、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の充実を図ります。

地域移行支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実利用者数（人）	0	2	0	1	1	1	1

地域定着支援

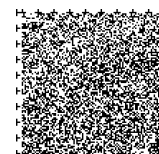
年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

⑥補装具給付事業

○補装具費の支給を継続していきます。

身体障がい者補装具

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
支給件数（件）	146	123	112	120	126	132	138



(2) 障害児通所支援の充実【第2期障がい児福祉計画】

障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等を受けることができるよう、相談支援事業所、こども発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などが連携して、障害児通所支援による切れ目のない支援体制の充実を図ります。

障害児通所支援のあらまし

事業名	内容	本章における 関連施策	
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	施策3 (1)
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。	施策3 (2)
	居宅訪問による児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	
	放課後等デイサービス	学齢時の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	施策3 (1)
	保育所等訪問支援	保育所・学校等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。	施策3 (2)

①ケアマネジメントの推進（「障害児相談支援」）

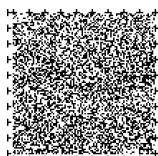
○相談支援事業所において、相談にきめ細かく対応しながら「障害児支援利用計画」の作成と、それに基づく支援の充実を図ります。

サービス等利用計画の作成（障害児支援利用計画）【再掲 第5章1(2)②】

②児童発達支援の充実

○個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力の育成に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

○こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。



児童発達支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	212	240	241	274	312	354	403
実利用者数（人）	60	64	47	48	49	50	51

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

医療型児童発達支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	0	0	0	0	1	1	1
実利用者数（人）	0	0	0	0	1	1	1

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

居宅訪問による児童発達支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	-	0	0	0	1	1	1
実利用者数（人）	-	0	0	0	1	1	1

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

③放課後等デイサービスの充実

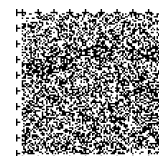
○個別支援計画に基づき、人と関わる力や考える力、社会に適應する力、生活能力の向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

○こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。

放課後等デイサービス

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	411	510	527	597	676	765	866
実利用者数（人）	46	65	66	73	81	90	101

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。



保育所等訪問支援

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（人日）	0	0	1	1	2	5	5
実利用者数（人）	0	0	1	1	2	3	3

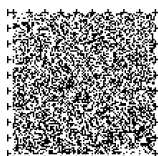
※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

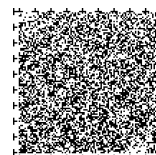
(3) 地域生活支援事業等の充実【第6期障がい福祉計画】

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく生活していくために必要な支援を、事業者・市民とともに育み、充実させていきます。

地域生活支援事業のあらまし

事業名	内容	本章における 関連施策	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいや障がいのある人への理解を促進するための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。	施策2 (3)
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族を含む地域によるボランティア活動等の自発的な取り組みへの支援を行うことにより、共生社会の実現を図ります。	施策2 (3)
	相談支援事業	地域生活に関する様々な相談に応じます（基幹相談支援センターの設置、住宅入居等に関する支援、権利擁護のために必要な援助等を含む）。	施策1 (1)
	成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。	施策2 (4)
	意思疎通支援事業	聴覚・音声機能、言語機能などの障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。併せて手話奉仕員養成講習会・要約筆記者養成講座等により支援人材を育成します。	施策2 (2) 施策5 (5)
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。	施策2 (2)
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会を提供します。	施策4 (1)





事業名		内容	本章における 関連施策
任意 事業	日中一時支援事業	介助する家族のレスパイトや就労支援等を目的に、障がいのある人に日中活動の場を提供する一時利用サービスです。	施策3 (1) 施策5 (4)
	訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の地域生活を支援するために提供する訪問入浴サービスです。	施策5 (4)
	日常生活用具給付事業	在宅の重度の障がいのある人などに、日常生活がより円滑に行われるための用具の購入費用等を助成します。	施策2 (1)
	身体障がい者自動車改造費等助成事業	身体障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部助成を行います。	施策2 (2)
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な視覚障がい者に、音声訳・点訳にて情報提供を行います。	施策2 (2)

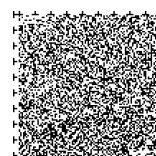
- ①理解促進研修・啓発事業 【再掲 第5章2(3)①～③】
- ②自発的活動支援事業 【再掲 第5章2(3)①～③】
- ③相談支援事業 【再掲 第5章1(1)①～⑤】
- ④成年後見制度利用支援事業 【再掲 第5章2(4)③】
- ⑤意思疎通支援事業 【再掲 第5章2(2)③】

○手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

○手話奉仕員養成講習会、要約筆記者養成講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

手話通訳者の派遣

年度	実績			見込			
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置通訳者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
利用量（件）	227	213	222	224	226	228	230
実利用者数（人）	22	25	25	27	28	30	32



要約筆記者の派遣

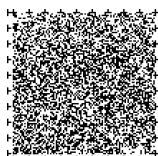
年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用量（件）	98	68	74	77	80	83	86
実利用者数（人）	10	10	11	12	12	13	13

手話奉仕員養成講習会

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
手話奉仕員養成講習会基礎 課程講座（全 22 回）（人）	26	30	18	8	10	15	20
手話奉仕員養成講習会上級 課程講座（全 22 回）（人）	18	19	13	-	10	12	14
手話奉仕員養成講習会フォ ロアアップ課程講座（全 8 回）（人）	11	8	6	-	7	9	11

要約筆記者養成講座

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
要約筆記講習会（全 8 回） （人）	5	4	2	4	4	6	8
要約筆記者現任研修（手書 き）（人）	17	10	9	9	9	9	9
要約筆記者現任研修（P C） （人）	12	21	25	27	29	31	33



⑥移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
- 障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支える重要なサービスとして、支援人材、サービス量の確保など、今後も支援を継続していきます。

移動支援事業

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実施か所数（か所）	36	38	38	38	38	38	38
利用量（時間）	2,388	1,974	2,483	2,532	2,582	2,633	2,684
実利用者数（人）	146	151	199	200	201	201	202

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

⑦地域活動支援センター事業

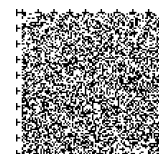
- 創作的活動や生産活動などとおして、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行いながら、今後も障がい者の社会参加を促進します。

地域活動支援センター

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3
利用者数（人）	68	67	68	68	68	68	68

⑧日中一時支援事業

- 障がいのある人の日中活動の場の確保、介助する家族のレスパイトや就労支援のため、一層の拡充を図ります。
- 夏休み等の長期休暇や介助者の急病時における緊急的な利用などに対応できるような体制を充実させていきます。



日中一時支援事業

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実施か所数（か所）	6	6	8	8	8	8	8
利用者数（人）	21	21	33	35	37	40	43

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

⑨訪問入浴サービス事業

○重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問入浴サービスの提供を継続していきます

訪問入浴サービス事業

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者数（人）	5	5	5	6	6	6	7

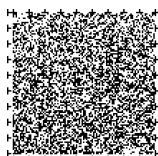
※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

⑩日常生活用具給付事業

○日常生活用具の購入費助成などを継続していきます。

日常生活用具の給付

年度	実績			見込			
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用件数（件）	239	249	271	272	273	274	275



⑪身体障がい者自動車改造費等助成事業

○自動車運転免許の取得や改造に要する費用の助成を継続していきます。

運転免許取得・改造費の助成

年度	実績			見込	
	H29	H30	R 1	R 5	R 8
運転免許取得支援（件）	0	0	1	1	1
自動車改造支援（件）	0	0	0	1	1

（４）障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応

地域包括支援センターや介護保険事業者、関係機関と連携を図り、障害福祉サービスと介護保険制度等の連携した支援が必要な高齢者の相談やサービスの提供が適切に行われるよう努めます。

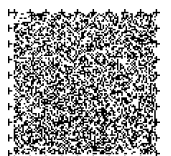
①有効なケアマネジメントの実施

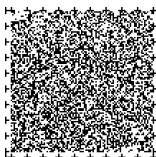
○障がいのある人や家族を対象とする相談支援事業と、介護保険事業における相談関連事業の連携・調整を軸に、高齢化への対応を図っていきます。

- ・高齢者保健福祉計画との整合
- ・地域包括ケア会議（介護保険事業）と自立支援会議（障がい者福祉）の連携
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、サービス従事者間の連携

○障がいのある人が高齢になって介護保険サービスにおける入所・通所施設を利用する場合、同じ障がいのある人同士での交流を尊重するなど、障がい特性に配慮した支援を充実します。

○高齢者と障がいのある人が一緒に暮らす場合、情報の入手や相談支援へのアプローチが難しいことも考えられることから、世帯全体をケアしていけるよう訪問による相談対応などの支援を充実します。





②支援の充実

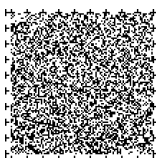
- 医療との連携を図りながら、重度障害者等包括支援、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービスなど、重度の障がいのある人や高齢者に対応するサービスを充実していきます。
- 高齢な介助者のレスパイト、また、障がいのある人の親亡き後の生活への準備のため、短期入所、日中一時支援等のサービスを有効に活用していけるよう図ります。
- 高齢者と障がいのある人からなる世帯の見守り、日常生活の支援、災害時の避難支援などについて、地域とともに考え、支えていける仕組みづくりを進めます。
- 障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点に集約される機能を複数の機関が連携して担う面的な体制として地域の実情に応じた創意工夫により整備します。

(5) 事業者・人材の育成

障害福祉サービスの提供にあたっては、専門性の高い人材の確保と育成を行うため、自立支援会議、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業者との連携を図り、計画的な研修や講演会、情報交換等の取り組みを実施していきます。また、福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、多様な人材育成に努めます。

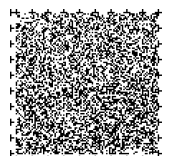
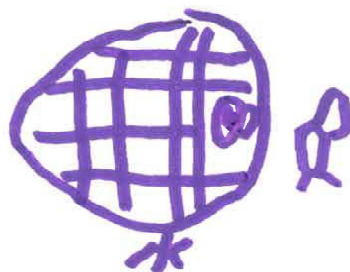
①事業者の育成・支援

- 事業者の健全な育成・確保を図るため、国や県の補助制度などを活用しながら支援を行っていきます。
- 自立支援会議のネットワークなどを活用し、事業者が、各種法令の遵守、事業継続計画（BCP）の作成、職員マニュアルの作成と活用、福祉サービス第三者評価の受審などに取り組みやすいよう、関係機関による連携を図り、必要な情報提供を行います。
- 基幹相談支援センターと連携して、各事業者、その他関係団体などの事業や活動上の相談に対応していきます。
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係機関と連携して取り組みます。



②多様な支援人材の育成・確保

- 県や基幹相談支援センターと連携して、相談支援専門員をはじめ、専門的な支援を担う職員の育成に努めます。特に、ケアマネジメント、児童発達支援、就労支援、権利擁護や高齢化・重度化対応、難病等新たな支援対象への対応力を高めるため、現任職員のスキルアップ、新規の人材確保を促進します。
- 幅広い多様なボランティア人材の育成に向け、福祉関係の市民向け勉強会、出張講座などを充実します。
- 手話通訳者や要約筆記者を養成する講座などを実施し、支援体制を充実します。
- 市内の小中学校や逗子市社会福祉協議会と連携して、福祉教育の推進を図り、共生社会の実現に貢献できる人材を育てていきます。
- 障がいのある人自身が、人材の育成に参画・参加していけるよう、障がい者団体との連携を強化していきます。
- 市民の障がいへの理解促進、障がいのある人とない人の交流促進の機会を充実していきます。





資料編

1 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

医療的ケア児

病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どものこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。

グループホーム

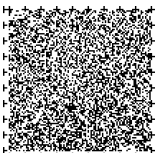
障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。

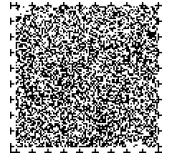
ケアマネジメント

障がいのある人（子どもを含む）とその家族の地域生活を支援するために、その意向を踏まえて、必要なニーズに対して生活の目標を明らかにし、地域社会にある資源を活用しながら総合的かつ効率的に生活の支援を行う技術方法の一つ。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。





高次脳機能障がい

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がい等が生じること。

こころのバリアフリー

障がいや障がいのある人等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。

合理的配慮

「障害者権利条約」の第 2 条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービスの支給決定を受ける人が、地域で生活するときに必要となる様々なサービス等を上手に活用するためにその人のニーズ、心身の状況、置かれている環境などを考慮し、ケアマネジメントによりその人に合った適切な支援が行われるように作る計画。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載される。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

重症心身障害

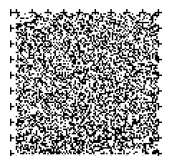
重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

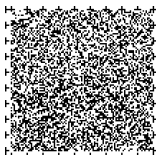
障害支援区分

障がいのある人等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

障害者虐待防止センター

障がいのある人への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。障害者虐待防法により市町村に設置することとされている。





障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人への虐待の禁止、虐待の防止に関する国や地方自治体の責務及びその養護者に対する虐待防止に資する支援等について定めた法律（平成24年施行）。

障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用の促進等について定めた法律（昭和35年施行）。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための法律（平成28年施行）。

障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

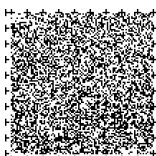
障害者自立支援法

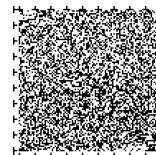
障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、障害福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成17年11月に制定、18年4月、10月に施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいのある・なしにかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められた。（平成18年施行）。

平成25年に法律の理念、目的等の改正に伴い「障害者自立支援法」から変更された。





障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的の購入することを推進することを定めた法律（平成 25 年施行）。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいのある・なしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いのこと。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人、事業主及び家族に対して、職場適応に関するきめ細かな支援を実施する業務をする人。障がいのある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

自立支援会議

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者、関係団体及び福祉、医療、教育、雇用等の関係者の参加により市町村、都道府県が設置・運営するもの。障害者総合支援法第 89 条の 3 で規定する「協議会」のことであり、本市では逗子市自立支援会議という名称である。横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会は県によって設置されている。

逗子市避難行動要支援者避難支援計画

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（「避難行動要支援者」という。）について、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために策定された逗子市の計画。

成年後見制度

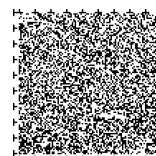
知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

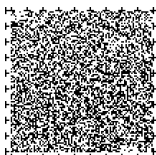
全体会議

関係機関のネットワーク構築のために情報共有・意見交換を行う自立支援会議の中心的な会議。

専門会議

個別の課題内容に関して意見交換を行う自立支援会議の専門的な会議。





相談支援

障がいのある人や介助者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行う一般的な相談支援のほかに、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援のことをいう。

「基本相談支援」とは、地域の障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人や子ども、その保護者・介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や法令で定める便宜を総合的に供与することをいう。「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援を指し、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のこと。

【た行】

地域移行

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに。

地域活動支援センター

障がいのある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行い、自立した生活を支援する施設。専門的な職員による相談支援や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、障がいに対する理解促進啓発事業を実施する「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、地域の障がい者団体が実施する通所によるサービスを行う「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援事業

障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて障がいのある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。

地域包括ケアシステム

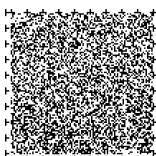
住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

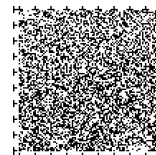
地域包括支援センター

高齢者のための総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への指導・助言など、地域における高齢者への総合的な支援を行う機関で、介護保険法に基づき、日常生活圏域ごとに設置されている。

定例会議

相談支援事業所間の情報共有、事例の総合的な把握及び具体的な支援策を検討する自立支援会議の中の会議。





デージー

Digital Accessible Information SYstem の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、開発と維持が行われている情報システムのこと。国内では、点字図書館や一部の公共図書館、ボランティアグループなどでデージー録音図書が製作され、主な記録媒体である CD-ROM によって貸し出されている。

【な行】

内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障がいをいう。

難病

医学的に明確に定義されたものではなく、一般的に原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

日常生活用具

障がいのある人の円滑な日常生活を支援するための用具。

ニーズ

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

ネットワーク

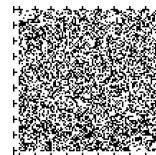
各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

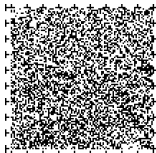
農福連携ビジョン

農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現するための取組。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せず施設の中で生活するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。





【は行】

発達障がい

発達障がいの定義については、発達障害者支援法第2条によると、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

バリアフリー

社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。平成18年6月21日に公布、同年12月20日施行。バリアフリー新法は、公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法／平成12年制定）と建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法／平成6年制定）を統合・拡充した新しい法律。

ピアカウンセリング

障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がいのある人等の相談に応じ、ともに問題解決を図ること。「ピアカウンセラー」は、その「ピアカウンセリング」を行い相談に応じる人のこと。

福祉的就労

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センターで支援を受けながら行われる就労のこと。

補装具

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

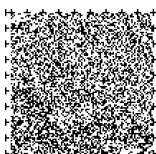
【や行】

ユニバーサルデザイン

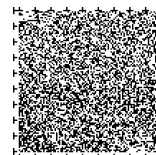
特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達する方法。話の内容を書き取りスクリーンに投影する方法や、パソコンで入力した内容をビデオプロジェクター



から投影する方法が用いられる。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した者が行う。



【ら行】

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区別される。誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となるできごとがあり、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

療育

障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。

レスパイト

障がいのある人などを在宅で介助・支援している家族の肉体的、精神的負担を減らす事を目的に、一時的に介護・支援を代替し、疲労の回復を図ってもらうために家族を支援すること。

録音ボランティア

視覚に障がいのある人のために、墨字（活字）で書かれている書籍や雑誌、広報誌、新聞などの内容を“音声にして伝える”ボランティア。

【A～Z行】

NET119 緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいがある人が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

LLブック（エルエルブック）

知的障がいのある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でも読みやすいよう工夫して書かれている本。

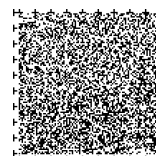
NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

OT

作業療法士のこと。さまざまな道具を使ったリハビリテーションなどを通して、身体の動作改善や筋力強化を図り、入浴する、着替える、食事をするといった日常生活に必要な応用動作の回復をサポートするリハビリテーションの専門職種。

身体の障害だけではなく、精神疾患に対するリハビリテーションも行い、人や社会との関わりを促しながら精神面のケアを行い、社会復帰をサポートする。

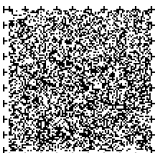


P T

理学療法士のこと。各個人の身体機能や痛みの評価・分析をした上で、基本動作能力の改善、運動療法により正しい動きの学習と指導、痛みや麻痺の回復に対する物理療法、自立した日常生活を支援するリハビリテーションの専門職種。

S T

言語聴覚士のこと。ことばの遅れや失語症、あるいは聴覚障害などによって、話すことや聴くこと、文字の読み書きなどをスムーズに行えない人たちがより良い生活をおくれるよう、機能回復をめざして訓練や指導を行うなど全面的に支援する専門職。



|| 2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

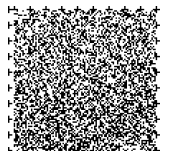
共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

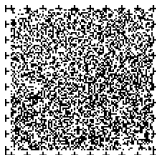
<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

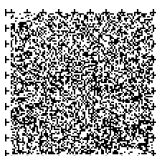
<総論の主な内容>

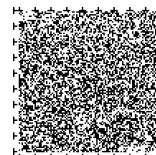
- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進





年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画	平成15～24年度までの10年間を計画期間とする。
H18	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行 (平成23年8月5日)	目的規定や障がい者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日)	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日)	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画	平成25～29年度までの概ね5年間を計画期間とする。
	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H30	第4次障害者基本計画	平成30年度～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定される。
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定される。





(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

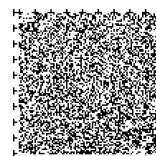
- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

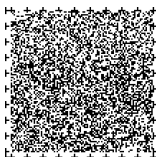
オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、





特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等を総合的に進めるための施策が示された

（3）障害福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

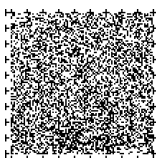
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する【県】

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める

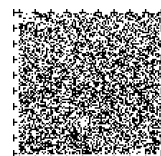
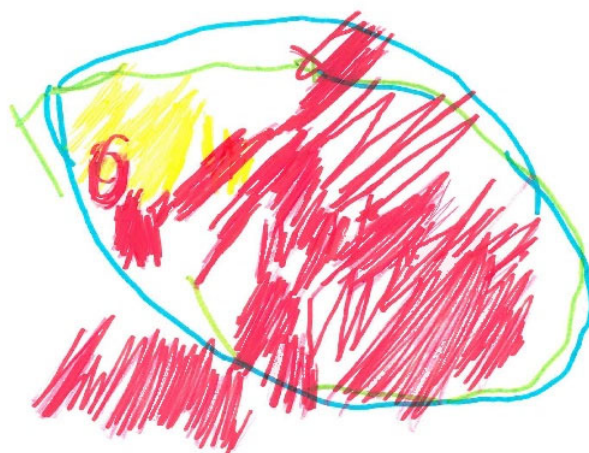
エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

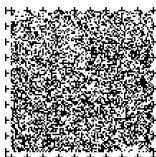
- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む



オ 発達障害者等支援の一層の充実

- 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- 発達障害者を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害者の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む





カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援について、中核的機能を有する体制を確保する方向性を盛り込む【県】
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設など、障害児通所支援及び入所支援は、障がい児支援の両輪として相互に連携しながら進める必要がある
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む【県】
- ・自治体における重症心身障がい*児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する
- ・障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である

キ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む【県】

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

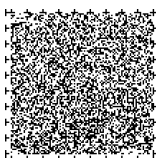
ケ 福祉人材の確保

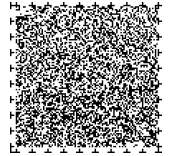
- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある





イ 障がい福祉人材の確保

- 提供体制の確保と併せて担い手である人材を確保していく必要がある
- 専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障がい者の社会参加等を支える取組

(障がい者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

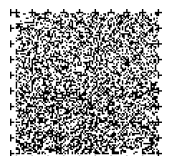
- 障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- 視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- 依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

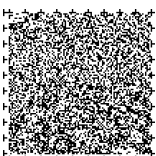
- 地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- 障害児通所支援の体制整備にあたっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障がい福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である



- 地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握する（管内の障がい児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障がい児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

カ 農福連携等に向けた取組

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障がい者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

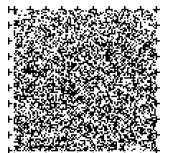
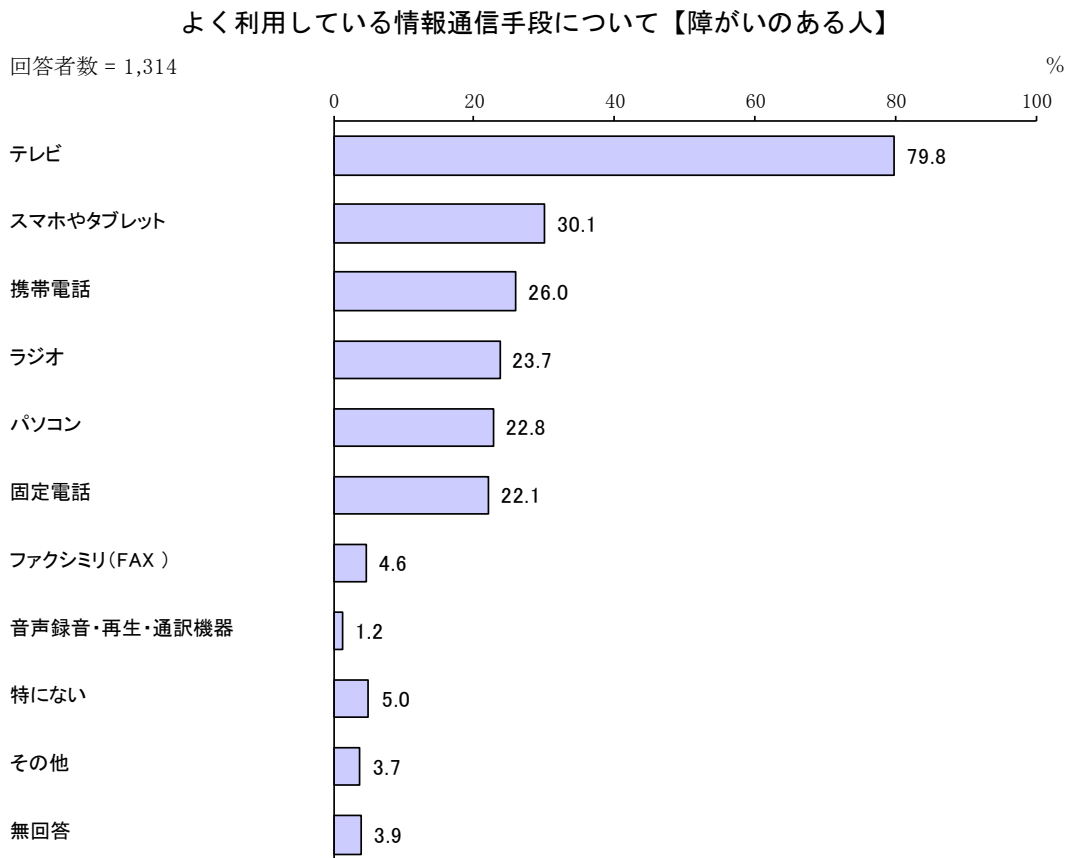


3 返子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果（抜粋）

（1）相談支援体制の充実

① よく利用している情報通信手段について

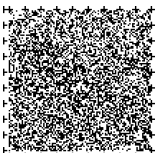
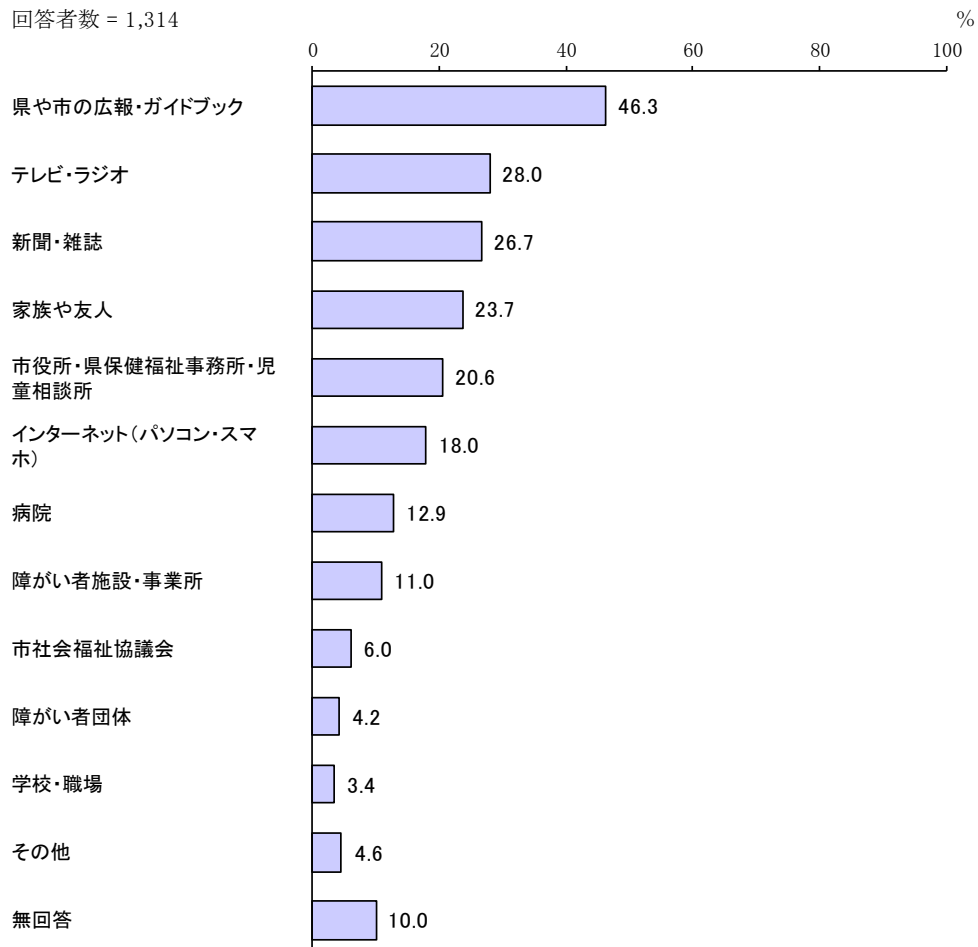
障がいのある人では、「テレビ」の割合が79.8%と最も高く、次いで「スマホやタブレット」の割合が30.1%、「携帯電話」の割合が26.0%となっています。



② 福祉に関する情報の入手先について

障がいのある人では、「県や市の広報・ガイドブック」の割合が46.3%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」の割合が28.0%、「新聞・雑誌」の割合が26.7%となっています。

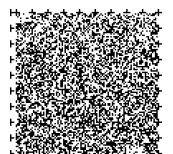
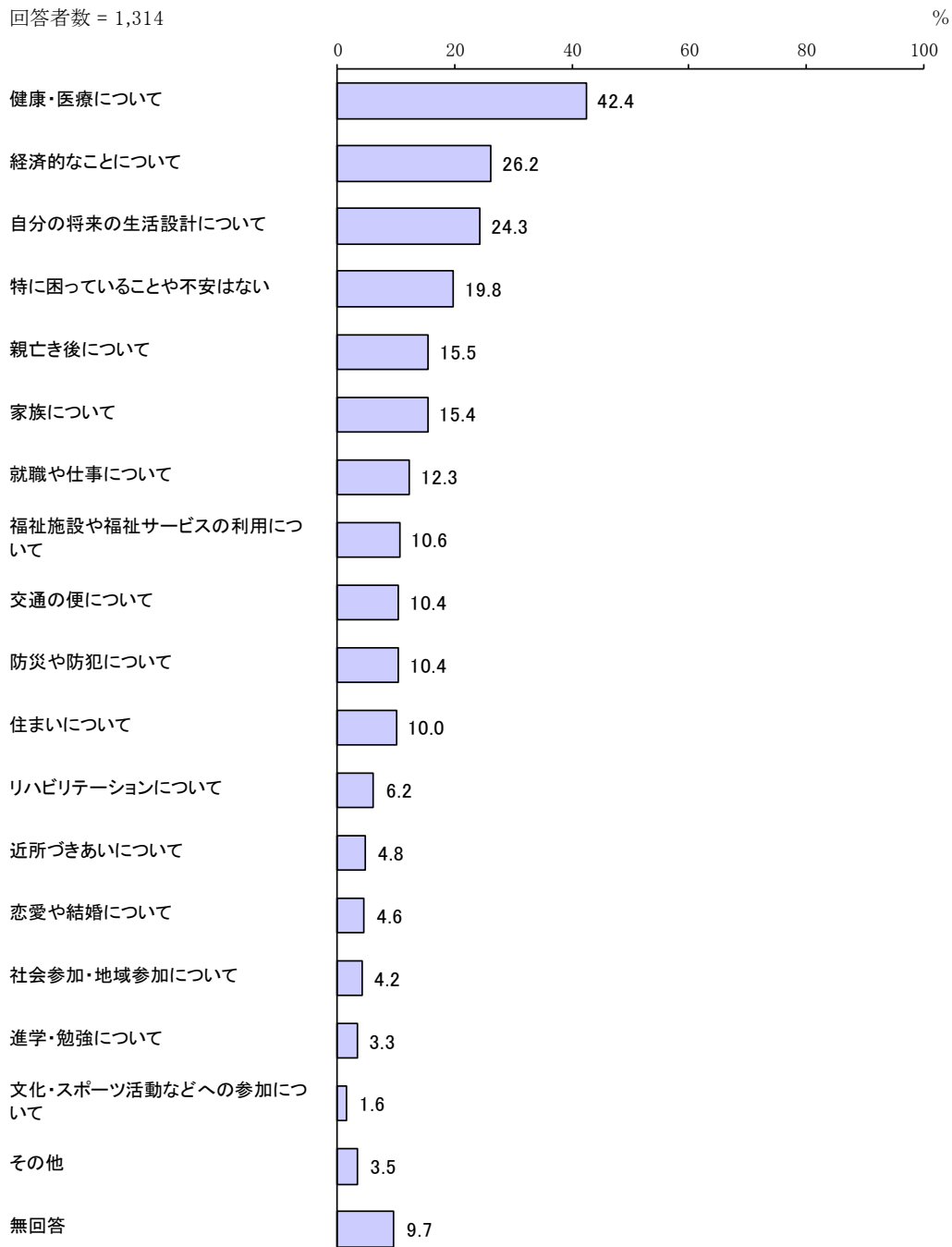
福祉に関する情報の入手先について【障がいのある人】



③ 現在困ったり、不安に思っていることについて

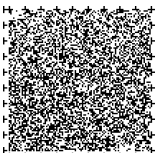
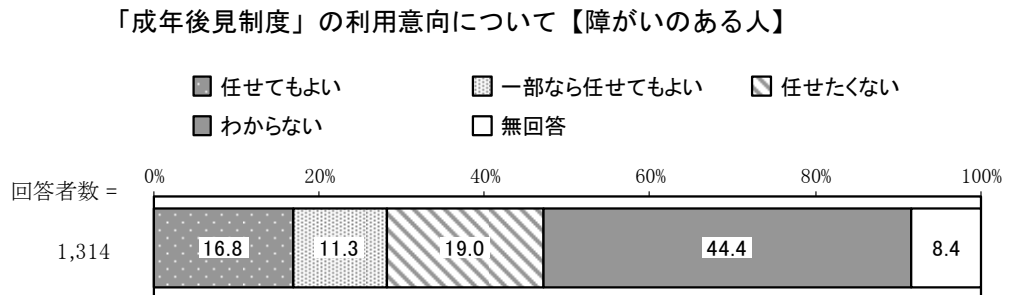
障がいのある人では、「健康・医療について」の割合が42.4%と最も高く、次いで「経済的なことについて」の割合が26.2%、「自分の将来の生活設計について」の割合が24.3%となっています。

現在困ったり、不安に思っていることについて【障がいのある人】



④ 「成年後見制度」の利用意向について

障がいのある人では、「わからない」の割合が44.4%と最も高く、次いで「任せたくない」の割合が19.0%、「任せてもよい」の割合が16.8%となっています。

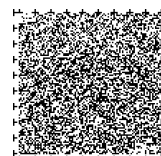
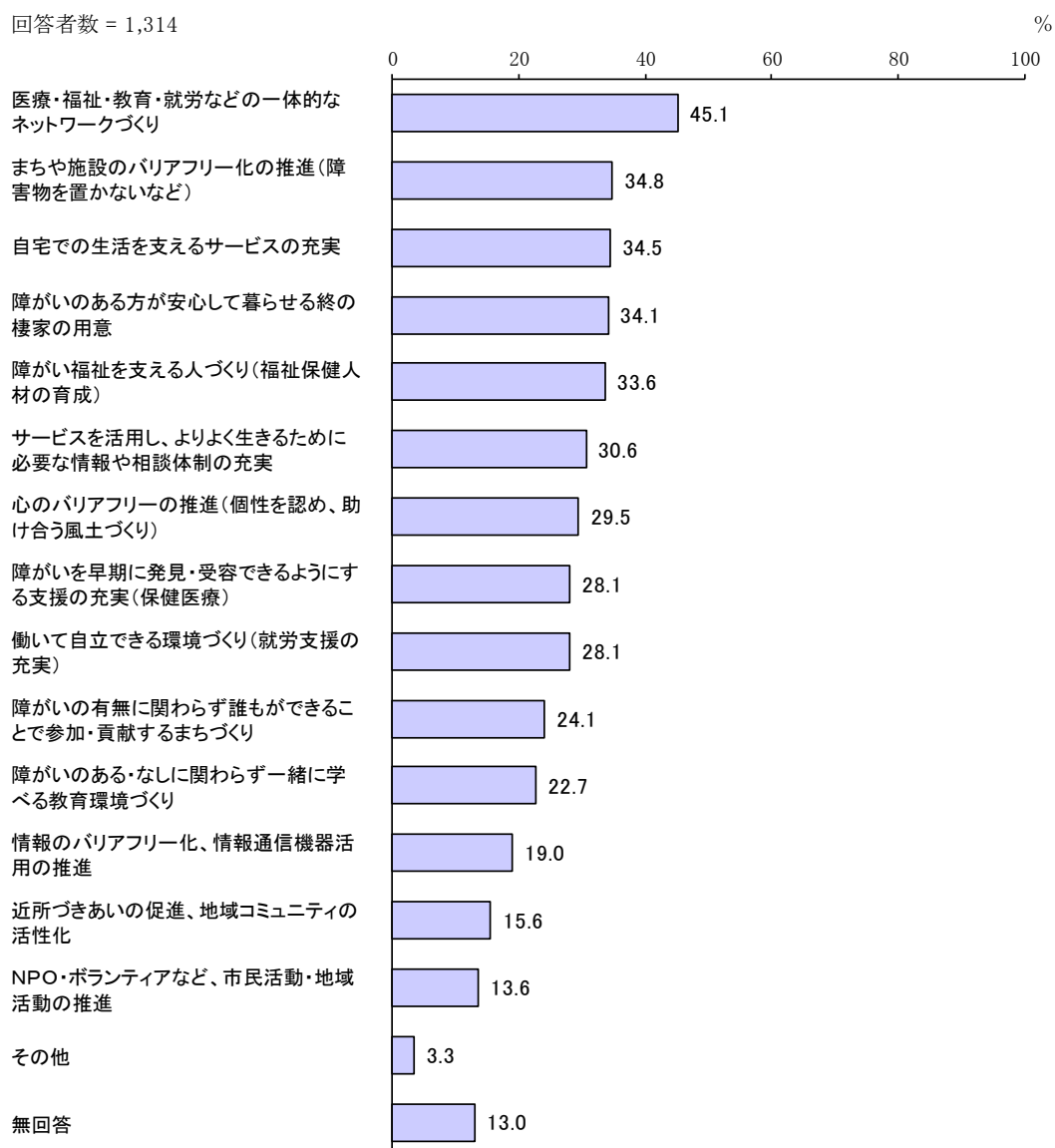


⑤ 障がいの有無に関わらず、安心して自分らしく暮らせるまちづくりにむけて今後特に重要と思うこと

障がいのある人では、「医療・福祉・教育・就労などの一体的なネットワークづくり」の割合が45.1%と最も高く、次いで「まちや施設のバリアフリー化の推進（障害物を置かないなど）」の割合が34.8%、「自宅での生活を支えるサービスの充実」の割合が34.5%となっています。

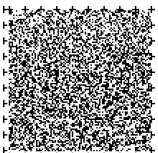
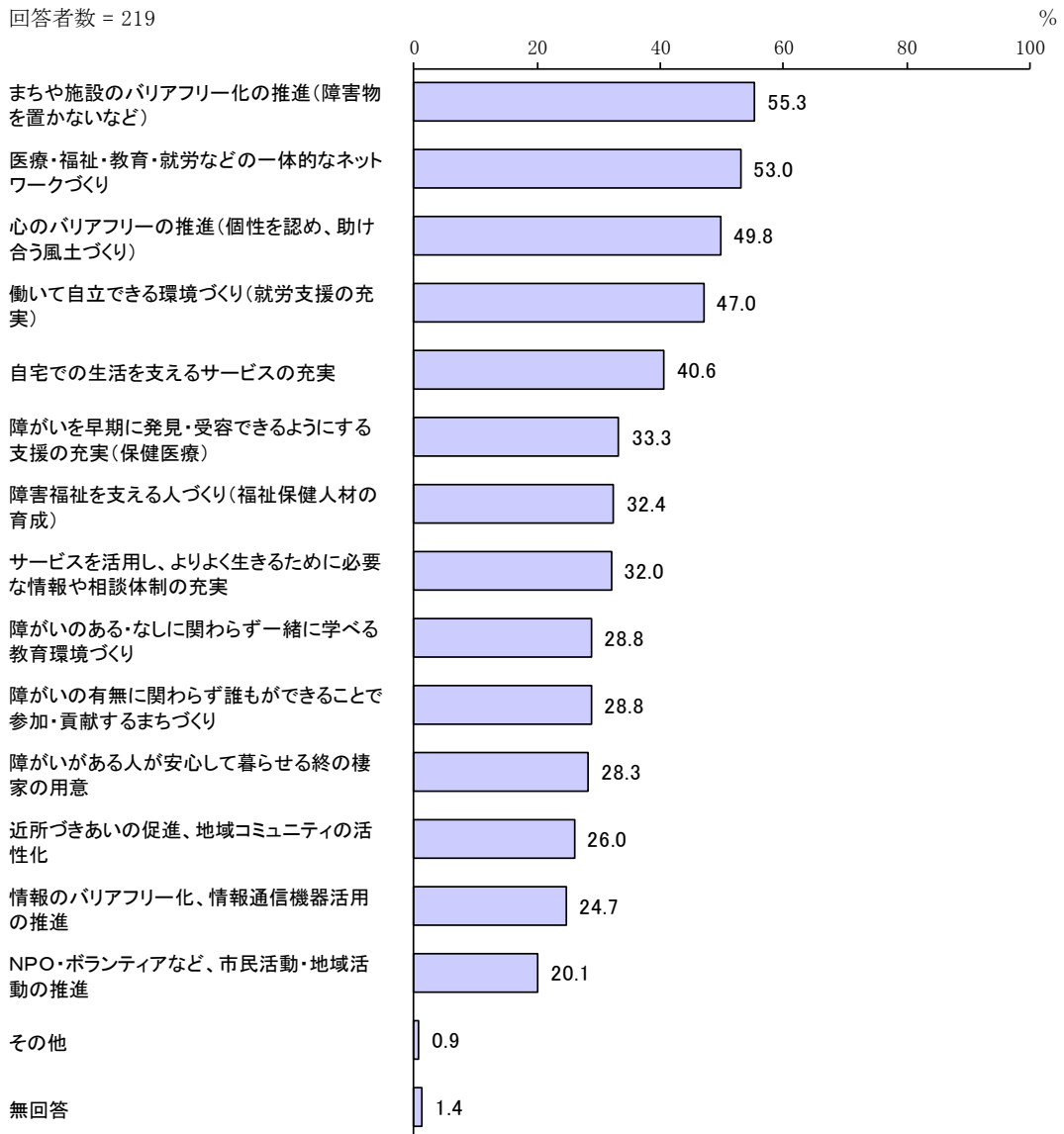
障がいの有無に関わらず、安心して自分らしく暮らせるまちづくりにむけて今後特に重要と思うこと
【障がいのある人】

回答者数 = 1,314



その他の人（15歳以上）では、「まちや施設のバリアフリー化の推進（障害物を置かないなど）」の割合が55.3%と最も高く、次いで「医療・福祉・教育・就労などの一体的なネットワークづくり」の割合が53.0%、「心のバリアフリーの推進（個性を認め、助け合う風土づくり）」の割合が49.8%となっています。

障がいの有無に関わらず、安心して自分らしく暮らせるまちづくりにむけて今後特に重要と思うこと
【その他の人（15歳以上）】

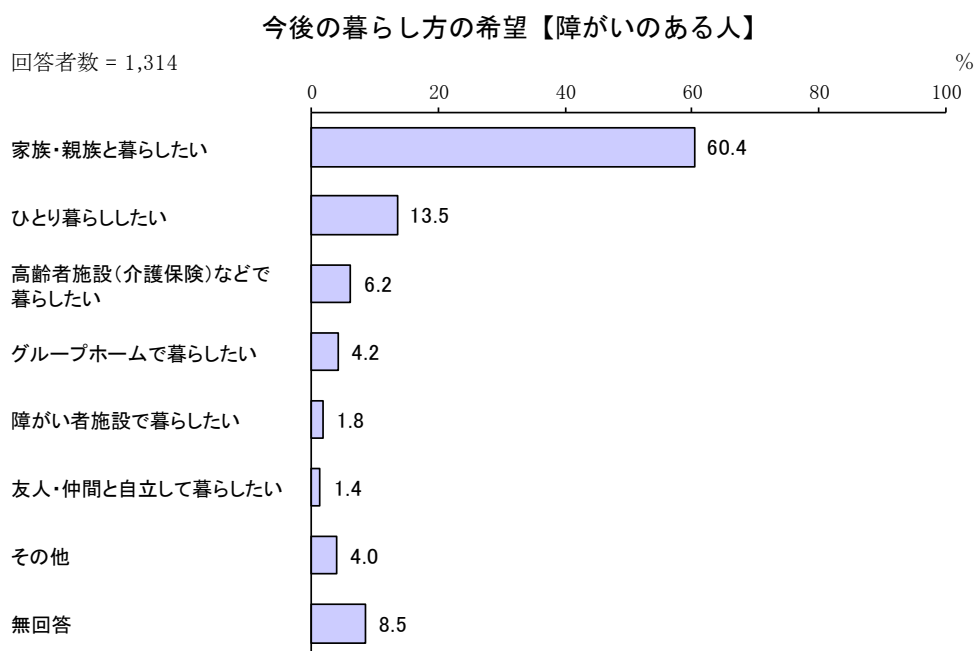


(2) 共生社会の基盤づくり

① 今後の暮らし方の希望

障がいのある人では、「家族・親族と暮らしたい」の割合が60.4%と最も高く、次いで「ひとり暮らししたい」の割合が13.5%となっています。

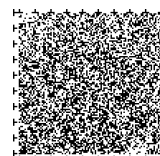
精神障がいで「ひとり暮らししたい」の割合が、知的障がい、重複障がいで「グループホームで暮らしたい」の割合が高くなっています。



今後の暮らし方の希望【障がいのある人（障がいの種別）】

単位：%

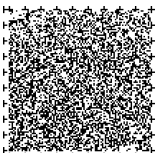
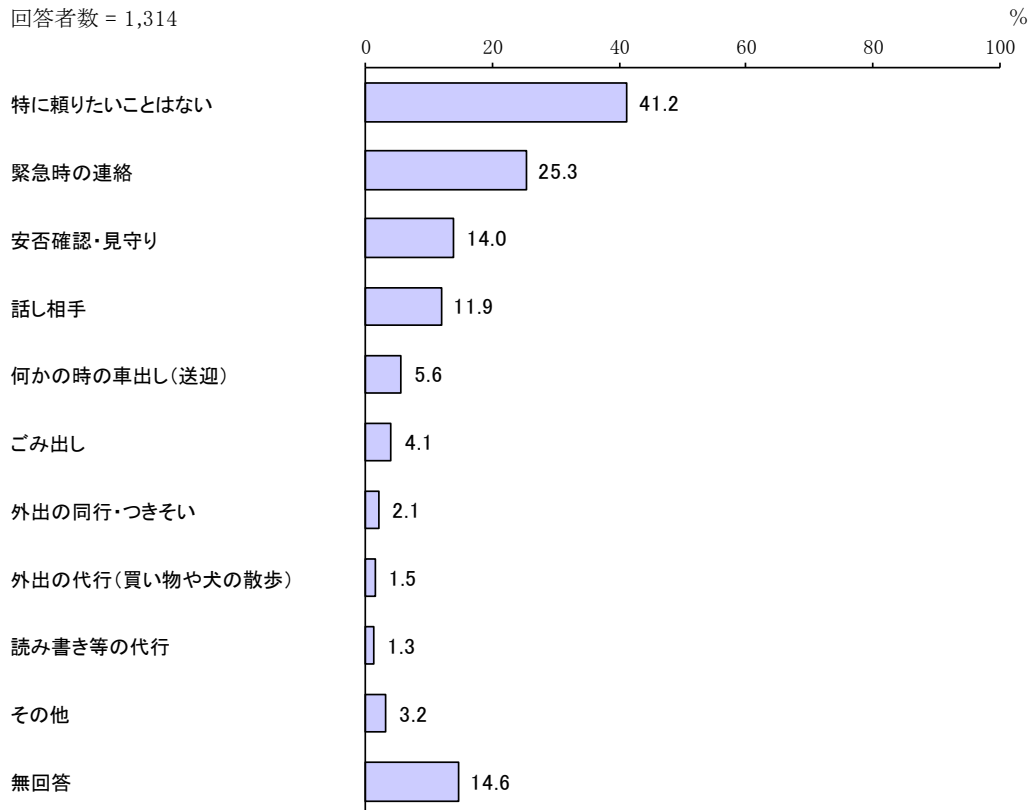
区分	有効回答数(件)	家族・親族と暮らしたい	ひとり暮らししたい	高齢者施設(介護保険)などで暮らしたい	グループホームで暮らしたい	障がい者施設で暮らしたい	友人・仲間と自立して暮らしたい	その他	無回答
全体	1,314	60.4	13.5	6.2	4.2	1.8	1.4	4.0	8.5
身体障がい	946	64.5	12.2	7.4	1.8	1.2	1.3	4.0	7.7
視聴覚系	242	58.3	10.3	9.9	2.1	2.9	2.5	5.4	8.7
運動系	427	61.4	12.2	7.5	3.3	1.4	1.4	4.7	8.2
内部系	421	70.5	10.9	6.9	0.5	1.0	0.7	3.3	6.2
知的障がい	152	44.7	11.8	—	22.4	6.6	3.3	1.3	9.9
精神障がい	220	49.5	21.8	5.0	6.8	2.7	1.8	5.5	6.8
重複障がい	75	37.3	12.0	5.3	20.0	5.3	2.7	5.3	12.0



② 日常生活で近所に頼りたいことについて

障がいのある人では、「特に頼りたいことはない」の割合が41.2%と最も高く、次いで「緊急時の連絡」の割合が25.3%、「安否確認・見守り」の割合が14.0%となっています。

日常生活で近所に頼りたいことについて【障がいのある人】

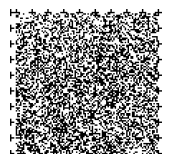
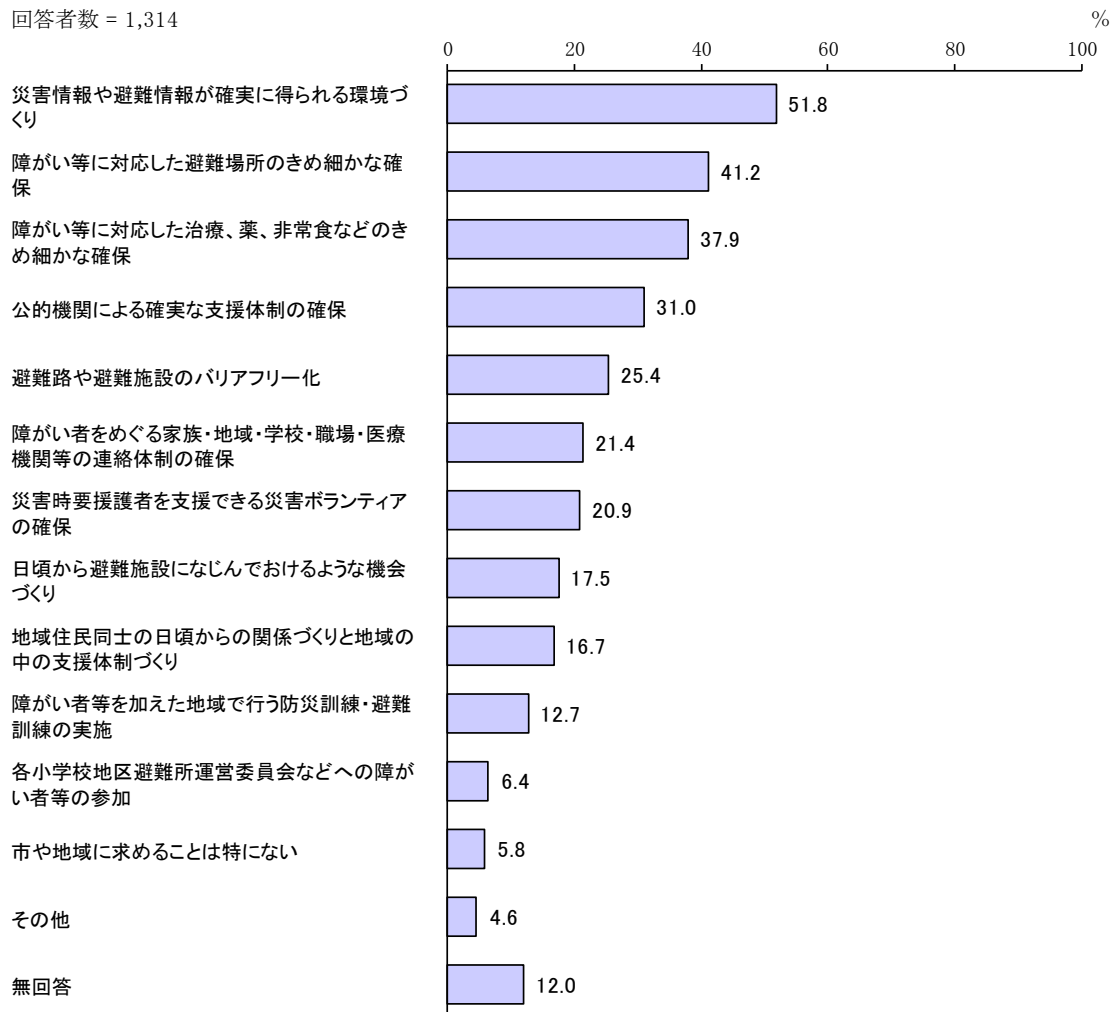


③ 災害時の避難について、市や地域に、求める支援や配慮について

障がいのある人では、「災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり」の割合が51.8%と最も高く、次いで「障がい等に対応した避難場所のきめ細かな確保」の割合が41.2%、「障がい等に対応した治療、薬、非常食などのきめ細かな確保」の割合が37.9%となっています。

災害時の避難について、市や地域に、求める支援や配慮について【障がいのある人】

回答者数 = 1,314

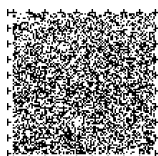
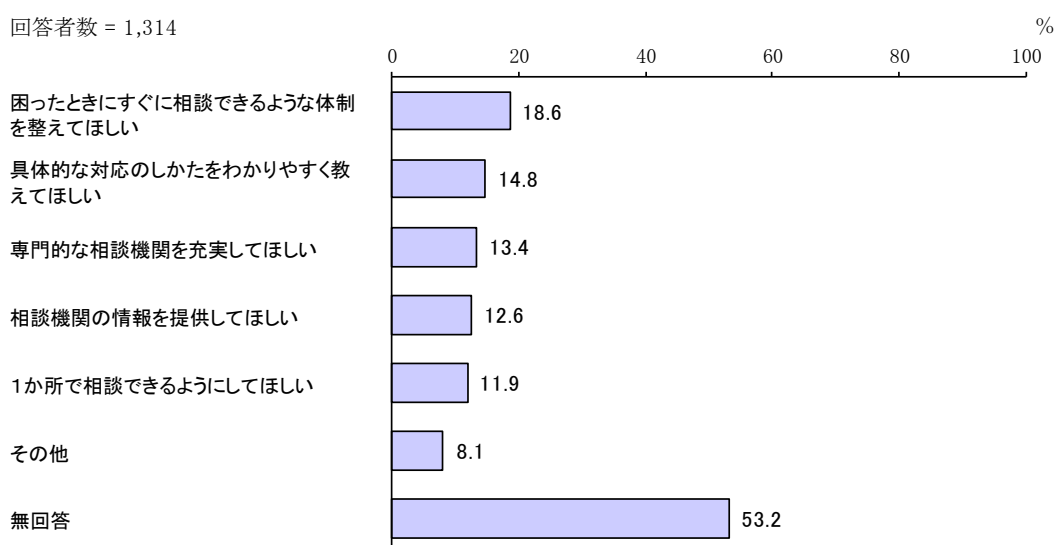


(3) 障がいのある子どもの支援体制の充実

① 療育や教育の相談について望むこと

障がいのある人では、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」の割合が18.6%と最も高く、次いで「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」の割合が14.8%、「専門的な相談機関を充実してほしい」の割合が13.4%となっています。

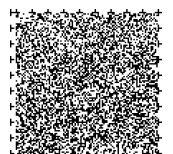
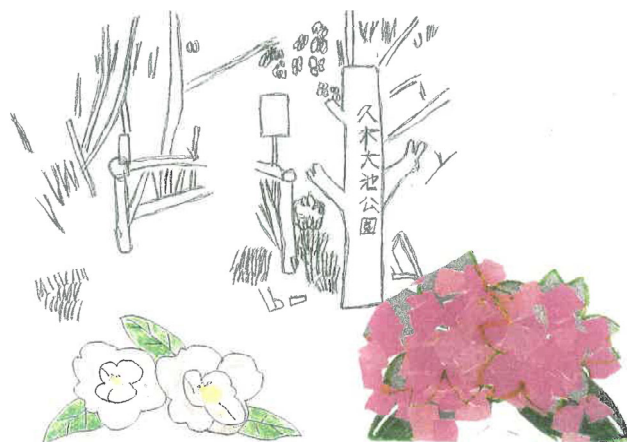
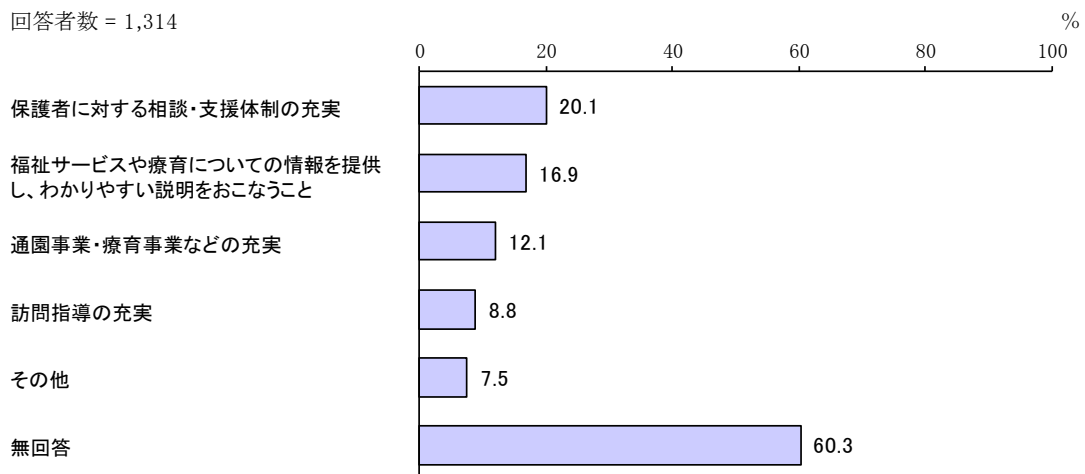
療育や教育の相談について望むこと【障がいのある人】



② 乳幼児期における母子保健や療育に対する要望

障がいのある人では、「保護者に対する相談・支援体制の充実」の割合が20.1%と最も高く、次いで「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなうこと」の割合が16.9%、「通園事業・療育事業などの充実」の割合が12.1%となっています。

乳幼児期における母子保健や療育に対する要望【障がいのある人】

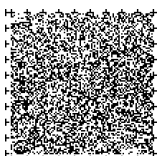
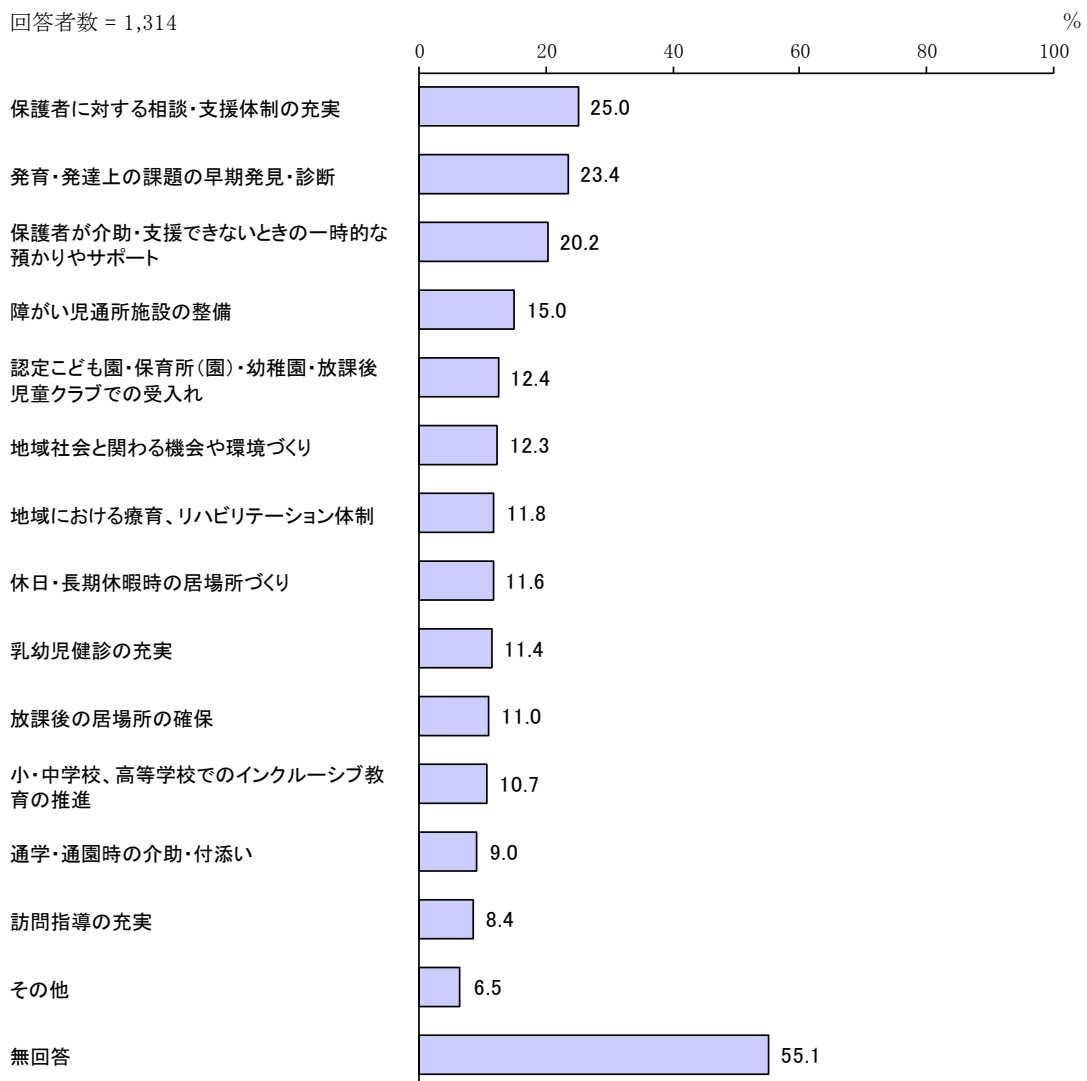


③ 発達に課題のある子どものための施策やサービスで重要と思うもの

障がいのある人では、「保護者に対する相談・支援体制の充実」の割合が25.0%と最も高く、次いで「発育・発達上の課題の早期発見・診断」の割合が23.4%、「保護者が介助・支援できないときの一時的な預かりやサポート」の割合が20.2%となっています。

発達に課題のある子どものための施策やサービスで重要と思うもの【障がいのある人】

回答者数 = 1,314



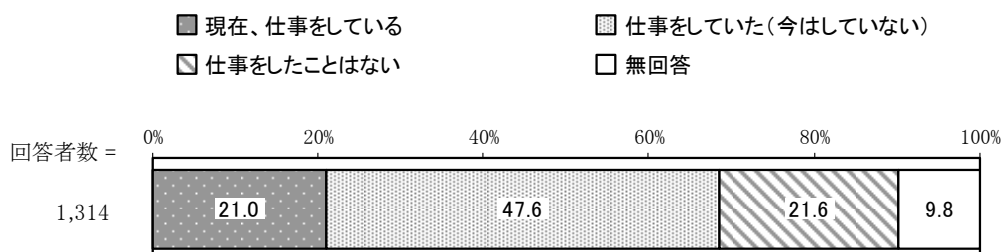
(4) 社会参加の促進

① 就労状況について

障がいのある人では、「仕事をしていた（今はしていない）」の割合が47.6%と最も高く、次いで「仕事をしたことはない」の割合が21.6%、「現在、仕事をしている」の割合が21.0%となっています。

年齢が高くなるにつれ「仕事をしていた（今はしていない）」の割合が高くなっていきます。また、18～49歳で「現在、仕事をしている」の割合が高くなっています。

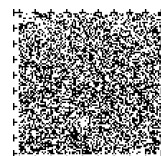
就労状況について【障がいのある人】



就労状況について【障がいのある人（年齢別）】

単位：%

区分	有効回答数(件)	現在、仕事をしている	仕事をしたことはない	仕事をしていた(今はしていない)	無回答
全体	1314	21.0	21.6	47.6	9.8
0～5歳	23	—	—	—	17.4
6～17歳	49	2.0	2.0	2.0	14.3
18～29歳	61	52.5	13.1	29.5	4.9
30～49歳	179	51.4	29.1	17.3	2.2
50～64歳	180	40.6	45.6	11.7	2.2
65歳以上	785	9.4	59.6	19.2	11.7

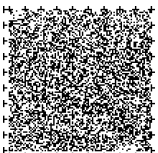
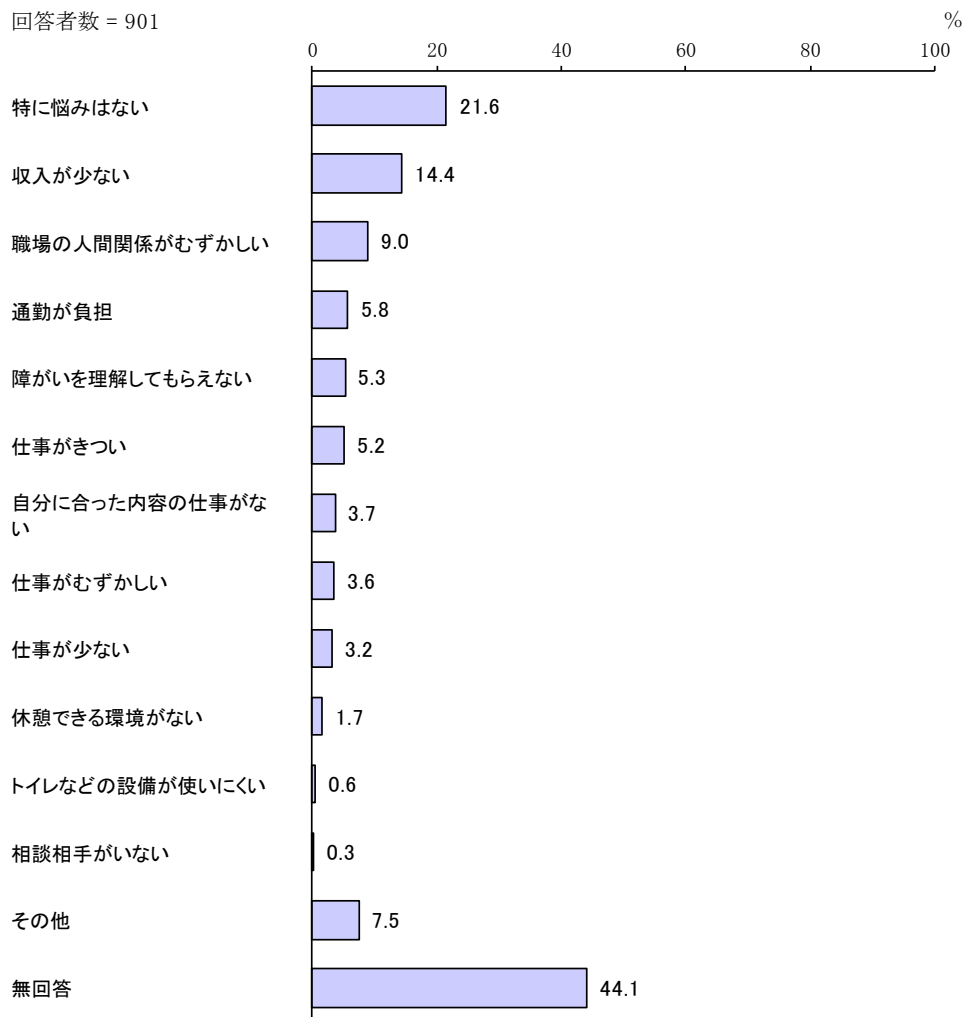


② 仕事をする上での悩み

障がいのある人では、「特に悩みはない」の割合が21.6%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が14.4%となっています。

精神障がいでは「収入が少ない」の割合が高くなっています。また、精神障がい、重複障がいでは「職場の人間関係がむずかしい」の割合が高くなっています。

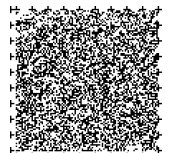
仕事をする上での悩み【障がいのある人】



仕事をする上での悩み【障がいのある人（障がいの種別）】

単位：％

区分	有効回答数 (件)	特に悩みはない	収入が少ない	職場の人間関係がむずかしい	通勤が負担	障がいを理解してもらえない	仕事がかたい	自分に合った内容の仕事がない	仕事かむずかしい	仕事が少ない	休憩できる環境がない	トイレなどの設備が使いにくい	相談相手がない	その他	無回答
全 体	901	21.6	14.4	9.0	5.8	5.3	5.2	3.7	3.6	3.2	1.7	0.6	0.3	7.5	44.1
身体障がい	675	23.3	8.4	3.9	3.7	2.4	3.3	1.9	1.8	2.2	1.2	0.4	0.3	7.1	51.3
視聴覚系	167	16.2	7.8	4.8	3.6	4.2	1.8	1.2	1.8	3.0	1.2	1.2	—	8.4	59.9
運動系	291	20.6	10.3	4.5	5.2	2.4	2.7	2.1	2.4	2.4	1.7	0.3	0.3	7.9	50.2
内部系	320	23.8	7.2	3.4	2.8	1.6	4.1	1.6	1.3	1.3	1.3	0.6	0.3	8.8	51.3
知的障がい	77	26.0	29.9	22.1	3.9	10.4	9.1	9.1	7.8	5.2	1.3	—	1.3	6.5	14.3
精神障がい	162	9.9	34.0	28.4	13.6	17.9	11.7	10.5	9.9	6.8	3.7	0.6	—	10.5	27.2
重複障がい	38	7.9	23.7	26.3	2.6	15.8	10.5	10.5	10.5	5.3	—	—	—	10.5	34.2



(5) 障害福祉サービス等の充実【障がい福祉計画】

① 障害者手帳所持者の年齢について

障がいのある人では、身体障がいでは「65～74歳」「75歳以上」の割合が、知的障がいでは「20～29歳」「30～39歳」「40～49歳」の割合が、精神障がいでは「50～59歳」の割合が高くなっています。

障害者手帳所持者の年齢について【障がいのある人】

単位：％

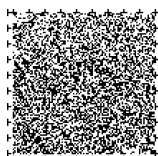
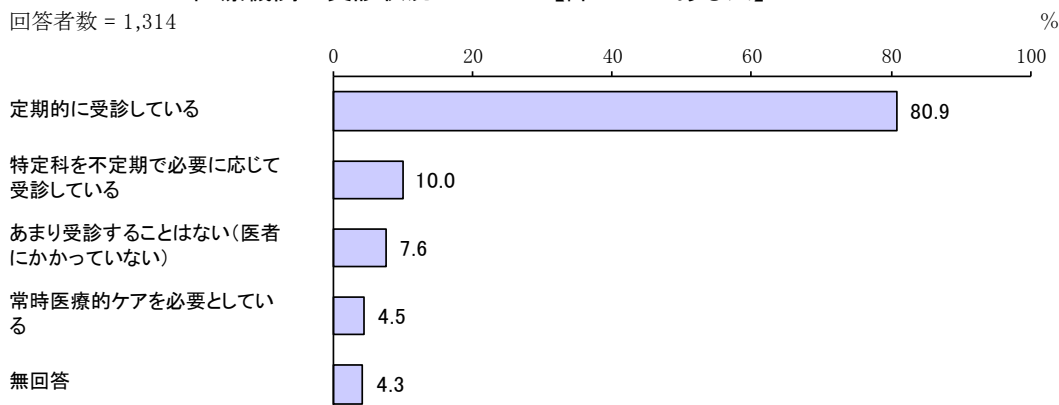
区分	有効回答数(件)	0～5歳	6～12歳	13～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
全体	1314	1.8	2.3	1.4	0.9	3.7	4.0	9.7	9.5	4.2	17.4	42.4	2.8
身体障がい	946	0.7	0.6	0.3	0.3	0.7	1.3	4.9	7.3	4.7	21.6	57.2	0.4
視聴覚系	242	2.1	0.4	0.8	0.8	0.4	2.1	5.4	5.4	5.0	16.5	61.2	—
運動系	427	0.7	0.9	0.2	0.2	1.4	1.2	7.5	9.6	4.9	22.2	51.1	—
内部系	421	0.2	0.7	—	—	0.7	0.5	2.4	5.7	4.5	21.1	63.2	1.0
知的障がい	152	3.3	9.9	9.2	5.9	19.7	13.2	23.7	5.9	1.3	5.3	2.6	—
精神障がい	220	0.9	1.8	3.2	0.9	8.2	10.9	28.2	23.2	4.1	12.3	6.4	—
重複障がい	75	2.7	8.0	9.3	2.7	9.3	6.7	25.3	9.3	—	17.3	9.3	—

② 医療機関の受診状況について

障がいのある人では、「定期的に受診している」の割合が80.9%と最も高く、次いで「特定科を不定期で必要に応じて受診している」の割合が10.0%となっています。

医療機関の受診状況について【障がいのある人】

回答者数 = 1,314

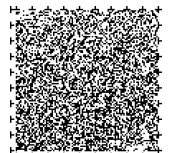
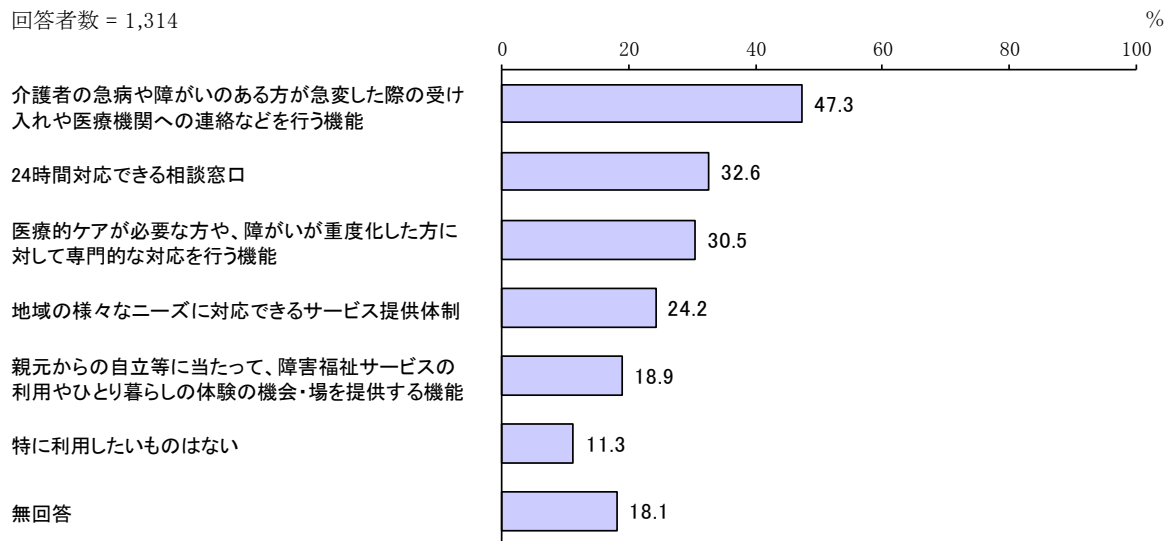


③ 地域生活支援拠点等事業で利用したいもの

障がいのある人では、「介護者の急病や障がいのある人が急変した際の受け入れや医療機関への連絡などを行う機能」の割合が47.3%と最も高く、次いで「24時間対応できる相談窓口」の割合が32.6%、「医療的ケアが必要な方や、障がいが重度化した方に対して専門的な対応を行う機能」の割合が30.5%となっています。

地域生活支援拠点等事業で利用したいもの【障がいのある人】

回答者数 = 1,314



4 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱

平成 23 年 4 月 1 日

逗子市要綱

改正 平成 23 年 8 月 5 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定による逗子市障がい者福祉計画並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定による逗子市障がい児福祉計画の策定及び進行管理について、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市障がい者福祉計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（平成 23 年 8 月 5 日・平成 25 年 4 月 1 日・平成 29 年 4 月 1 日・一部改正）

(メンバー)

第 2 条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい当事者及びその関係者で構成される団体の推薦を受けた者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

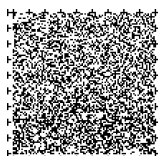
(アドバイザー)

第 3 条 市長は、検討会の開催に当たり、障がい福祉について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（平成 29 年 4 月 1 日・一部改正）

(協力の要請)

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。



(平成 29 年 4 月 1 日・一部改正)

(庶務)

第 5 条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(平成 29 年 4 月 1 日・一部改正)

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(平成 29 年 4 月 1 日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 8 月 5 日)

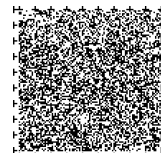
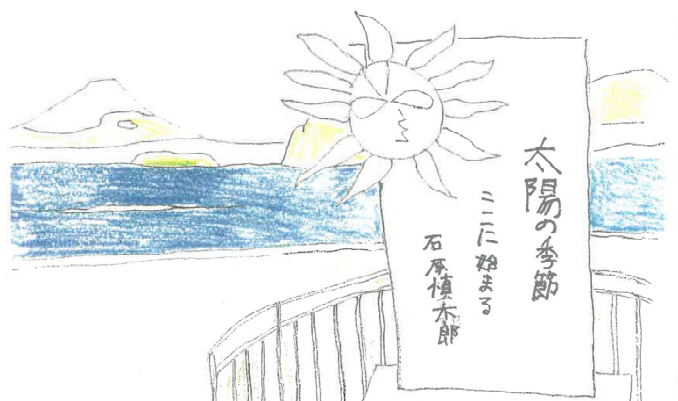
この要綱は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

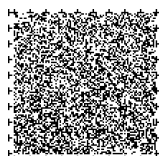
附 則 (平成 29 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



5 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会メンバー名簿

氏名	所属団体等	備考
うし お 牛 尾 幸 子	公募市民	
すぎ うら 杉 浦 忠	公募市民	
お の 小 野 ぐち 富 士 男	公募市民	
おお いし 大 石 ただし 忠	逗子市身体障害者福祉協会	
やま だ ひろ 山 田 弘 子	逗子市手をつなぐ育成会	
くろ さき 黒 崎 のぶ ゆき 信 幸	逗葉ろうあ協会	
せき や あや 関 谷 彩 子	地域活動支援センター ワークショップ リプル	
はぎ はら たか し 萩 原 崇 至	社会福祉法人 湘南の風	
き もと さち 木 本 幸 子	相談事業所 カモミール	
やま ぐち えつ 山 口 悦 子	逗子市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会	
い どう 伊 藤 い ず お 伊 豆 男	逗子市社会福祉協議会	
こ しお せつ 古 塩 節 子	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課	
むら かみ はる み 村 上 晴 美	逗子市教育部子育て支援課	
ふじ い かず なり 藤 井 寿 成	逗子市教育部療育教育総合センター	
いし わた かず み 石 渡 和 美	東洋英和女学院大学 教授	※アドバイザー



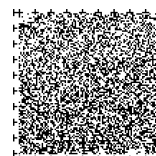
6 イラストの協力者名簿

(敬称略)

- 相川真美子 あいかわ まみ こ
- 市川未来 いちかわ み き
- 太田英伸 おおたひでのぶ
- 岡本典子 おかものりこ
- 角田和香奈 かくたわかな
- 柴田亮 しばた りょう
- 菅原晴江 すがわらはるえ
- 津田裕里香 つだ ゆりか
- 内藤孝之 ないとうたかゆき
- 中山麻子 なかやまあさこ
- 野村賢史 のむらたかふみ
- 比良元麻美 ひらもとあさみ
- 渡辺国江 わたなべくにえ
- もやい 利用者1名
- くろーばー 利用者2名
- 愛良史 あいよしふみ
- 上村恭子 うえむらきょうこ
- 大橋天馬 おおはしてんま
- 小川栞伍 おがわかんご
- 川瀬貴之 かわせたかゆき
- 須山嘉信 すやまよしのぶ
- 田中栄 たなかさかえ
- 常盤直人 ときわなおと
- 永江亜紀 ながえあき
- 西野優花 にし ゆうか
- 畑ひとみ はた
- 宮本尚 みやもとたかし

※本計画では、その趣旨により、障がいのある人たちにもイラストで参加していただきました。

内容とイラストに関連はありません。



逗子市障がい者福祉計画

発行年月 令和3年3月

編集・発行：逗子市 福祉部 障がい福祉課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

電話：046-872-8114(直通)

FAX：046-873-4520 872-8294(聴覚障がい者専用)

市役所ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp>

